

秋田市公報

# あきた

第 964 号

平成 17 年 9 月 10 日  
毎月 10 日 発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号  
発行所 秋田市役所  
編集兼 中 島 修  
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦  
秋田市旭北錦町 3 番 50 号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

○秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（第41号）  
..... 2

訓 令

○秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第 6 号）..... 2

議 会 訓 令

○秋田市議会災害対策会議設置規程の一部を改正する訓令（第 1 号）..... 3

告 示

- 納期限変更告知書の公示送達について（第222号） ..... 3
- 専決処分した予算およびその要領について（第223号） ..... 3
- 平成17年7月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第224号） ..... 5
- 平成17年7月秋田市議会定例会において認定を経た決算および不認定となった決算ならびにその要領について（第225号） ..... 9
- 市税充当済通知書の公示送達について（第226号） ..... 29
- 放置自転車等の撤去および保管について（第227号） ..... 29
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第228号） ..... 29
- 差押調書および配当計算書の公示送達について（第229号） ..... 29
- 収納代理金融機関の店舗統廃合について（第230号） ..... 30
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第231号） ..... 30
- 放置自転車等の撤去および保管について（第232号） ..... 30
- 納税通知書の公示送達について（第233号） ..... 30
- 住民票の職権削除について（第234号） ..... 30
- 地縁による団体の認可について（第235号） ..... 31
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第236号） ..... 31
- 介護保険料督促状の公示送達について（第237号） ..... 31
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第238号） ..... 32

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第13号） ..... 32

選 管 告 示

○平成17年8月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について

- （第105号） ..... 32
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について（第106号） ..... 32
- 平成17年9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第107号） ..... 32
- 平成17年9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第108号） ..... 32
- 平成17年9月11日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について（第109号） ..... 32
- 選挙人名簿からの抹消について（第110号） ..... 32
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第111号） ..... 32
- 平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第112号） ..... 33
- 平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について（第113号） ..... 42
- 平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所について（第114号） ..... 44
- 平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について（第115号） ..... 44
- 平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻について（第116号） ..... 48
- 平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者について（第117号） ..... 48
- 平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査につき、秋田市開票区における開票の場所および日時について（第118号） ..... 48
- 平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査につき、秋田市開票区における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第119号） ..... 48
- 平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、裁判官の氏名等の掲示場所を各投票所の入口又はその付近1箇所とすることについて（第120号） ..... 48
- 平成17年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所について

(第121号) .....48

農 委 告 示

○農業委員会の招集について(第11号) .....48

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について(第31号) .....48
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第32号) .....49
- 指定排水設備工事事業者の指定について(第33号) .....49
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第34号) .....49
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第35号) .....49
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第36号) .....49
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第37号) .....49
- 指定排水設備工事事業者の指定について(第38号) .....49
- 指定排水設備工事事業者の指定について(第39号) .....49
- 指定排水設備工事事業者の指定について(第40号) .....49

公 告

- 秋田農業振興地域整備計画の変更について.....50
- 秋田都市計画地区計画の案の縦覧について.....50
- 秋田都市計画地区計画の案の縦覧について.....50
- 秋田都市計画地区計画の案の縦覧について.....50
- 秋田都市計画地区計画の案の縦覧について.....50
- 御所野ニュータウン第十九地区土地区画整理事業の換地処分について.....50
- 入札参加希望者の公募について.....51
- 都市計画公園の変更に関わる図書の写しの縦覧について.....52
- 都市計画道路の変更に関わる図書の写しの縦覧について.....52
- ポリオ予防接種の実施について.....52
- 入札参加希望者の公募について.....52
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....53
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....54

規 則

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第41号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第1条の3第12項」を「第1条の3第14項」に改め、同条第4項中「第86条の7」を「第86条の7第1項」に改める。

第8条中「第10条第2項」を「第10条第4項」に、「第2項もしくは第3項」を「から第3項まで」に改め、「第9条第2項」の次に「(法第10条第4項、法第45条第2項、法第88条第1項から第3項まで、法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第7項の規定による命令書」を「法第9条第7項(法第10条第4項、法第88条第1項から

第3項まで、法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に係る書面」に改める。

第9条中「第10条第2項」を「第10条第4項」に、「第2項もしくは第3項」を「から第3項まで」に改める。

第12条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同項第2号中「排煙機」の次に「又は送風機」を加え、同条第3項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、「の各号」を削り、同項第3号中「オクトパス」を「オクトパス」に改める。

第17条第1項中「法第44条第1項第2号」を「法第43条第1項ただし書、法第44条第1項第2号」に、「又は法第52条第9項、第10項もしくは第13項」を「法第52条第10項、第11項もしくは第14項、法第53条第4項もしくは第5項第3号、法第53条の2第1項第3号もしくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、法第68条第2項第2号もしくは第3項第2号又は法第68条の7第5項」に、「(ろ)項および(と)項に掲げる図書(法第44条第1項第2号および第4号ならびに法第47条ただし書の規定による許可を受けようとする者にとっては、同表(と)項に掲げる図書を除く。)」を「および(ろ)項に掲げる図書ならびに法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による許可を受けようとする者にとっては、同表(と)項に掲げる図書」に改め、同条第3項中「第55条第3項第1号もしくは第2号」を「第55条第3項各号」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の次に「法第57条の4第1項ただし書」を加え、「同条第4項」を「第4項」に改め、「第59条の2第1項」の次に「法第68条第1項第2号」を加え、同条第4項中「第4項」を「第5項」に改める。

第20条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合において、その前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面とその前面道路との高低差の2倍以上であり、かつ、10メートルを超える敷地内における法第56条第1項第1号の規定の適用については、その前面道路は、敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。

第27条第9号中「第52条第7項」を「第52条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 8月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程(昭和32年秋田市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「(9)および(10)」を「(10)および(12)」に改める。

第8条第2項中「(10)」を「(12)」に改める。

別表の表第5号中

国民健康保険被保険者資格、老人医療費および福祉医療費の受給者証記載事項ならびに居宅生活支援費および施設訓練等支援費の受給者証記載事項確認専用	市民課長	3
	国保年金課長	3
	障害福祉課長	1
	土崎支所長	3
	新屋支所長	2
	市民サービスセンター所長	2
	各市民センター所長	各1
	各連絡所長	各1

を

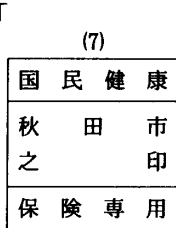
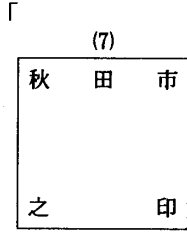
国民健康保険関係認定証、老人医療費および福祉医療費の受給者証ならびに居宅生活支援費および施設訓練等支援費の受給者証記載事項確認専用	市民課長	1
	国民年金課長	3
	障害福祉課長	1
	各支所長	各1
	市民サービスセンター所長	1
	各市民センター所長	各1
	各連絡所長	各1

に改め、同表中第64号

を第65号とし、第7号から第63号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次のように加える。

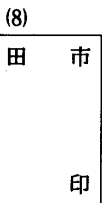
(7)	市印	てん書	方 12ミリメートル	木印	国民健康保険被保険者証	国保年金課長	1
-----	----	-----	------------	----	-------------	--------	---

別表の公印のひな形中64を65とし、(8)から63までを(9)から64ま



でとし、

を



に改める。

附 則

この訓令は、平成17年9月1日から施行する。

### 議 会 訓 令

#### 秋田市議会訓令第1号

秋田市議会事務局

秋田市議会災害対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年8月18日

秋田市議会議長 赤 坂 光 一

秋田市議会災害対策会議設置規程の一部を改正する訓令

秋田市議会災害対策会議設置規程（昭和59年秋田市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「常任委員会委員長および運営委員会委員長」を「常任委員長および議会運営委員長」に改める。

第5条第3項中「または」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 秋田市告示第222号

次の納期限変更告知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納期限変更告知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市川尻御休町9-33 有限会社エヌシーハウジング
- 2 送達する書類名  
納期限変更告知書 1通

#### 秋田市告示第223号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 専 決 処 分 書

平成16年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成16年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

平成16年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		18,618,731	△763,100	17,855,631
	1 地方交付税	18,618,731	△763,100	17,855,631
22 市 債		19,300,500	763,100	20,063,600
	1 市債	19,300,500	763,100	20,063,600
歳 入 合 計		122,857,870	0	122,857,870

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	371,800	19,800	391,600			
清 掃 費	348,200	66,900	415,100			
農 業 費	273,800	5,300	279,100			
林 業 費	23,100	2,600	25,700			
道路橋りょう費	2,340,800	156,700	2,497,500			
土地区画整理費	643,100	46,200	689,300			
街路事業費	1,226,500	327,300	1,553,800			
公園整備費	480,500	△4,400	476,100			
都市拠点総合整備費	240,900	119,200	360,100			
住 宅 費	307,300	△22,600	284,700			
消 防 費	90,400	△300	90,100			
小 学 校 費	424,200	26,200	450,400			
中 学 校 費	887,600	112,400	1,000,000			
社 会 教 育 費	60,600	20,300	80,900			
減税補てん債	6,442,400	△33,300	6,409,100			
臨時財政対策債	4,495,000	△126,600	4,368,400			
公共土木施設災害復旧費	1,700	△1,700	0			

商 工 費	—	49,100	49,100	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	19,300,500	763,100	20,063,600			

専 決 処 分 書

平成16年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第2号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成16年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第2号）

平成16年度秋田市の母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算

（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 収 入		31,348	△1	31,347
	1 貸付金元利収入	31,347	△1	31,346
4 市 債		40,663	1	40,664
	1 市債	40,663	1	40,664
歳 入 合 計		93,283	0	93,283

第2表 市債補正

（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
母子寡婦福祉資金貸付事業費	40,663	1	40,664			
計	40,663	1	40,664			

秋田市告示第224号

平成17年7月25日の「平成17年7月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成17年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599,543千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,975,543千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,940,946	86,565	13,027,511
	1 国庫負担金	10,056,670	8,936	10,065,606
	2 国庫補助金	2,784,297	75,676	2,859,973
	3 委託金	99,979	1,953	101,932
16 県支出金		3,856,103	119,157	3,975,260
	2 県補助金	1,965,031	119,157	2,084,188
20 繰越金		898,000	297,421	1,195,421
	1 繰越金	898,000	297,421	1,195,421
21 諸収入		6,307,441	2,500	6,309,941
	5 雑入	691,842	2,500	694,342
22 市 債		14,641,600	93,900	14,735,500
	1 市債	14,641,600	93,900	14,735,500
歳 入	合 計	117,376,000	599,543	117,975,543

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		16,819,260	28,697	16,847,957
	1 総務管理費	14,781,655	27,500	14,809,155
	2 徴税費	1,116,070	1,197	1,117,267
3 民生費		30,317,334	337,149	30,654,483
	1 社会福祉費	13,852,451	7,476	13,859,927
	2 児童福祉費	8,146,149	327,720	8,473,869
	4 国民年金費	48,725	1,953	50,678
6 農林水産業費		2,282,836	11,413	2,294,249
	1 農業費	1,861,922	8,000	1,869,922
	2 林業費	420,914	3,413	424,327

7 商 工 費		6,357,646	2,124	6,359,770
	1 商工費	6,357,646	2,124	6,359,770
8 土 木 費		19,395,395	109,050	19,504,445
	2 道路橋りょう費	5,208,846	34,800	5,243,646
	5 都市計画費	6,750,231	74,250	6,824,481
10 教 育 費		12,066,829	97,710	12,164,539
	1 教育総務費	1,726,058	93,243	1,819,301
	2 小学校費	3,225,659	2,952	3,228,611
	3 中学校費	1,782,496	1,515	1,784,011
11 災害復旧費		5	13,400	13,405
	2 公共土木施設災害復旧費	1	13,400	13,401
歳 出 合 計		117,376,000	599,543	117,975,543

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
道 路 橋 り ょ う 費	2,249,800	26,100	2,275,900			
土 地 区 画 整 理 費	635,700	67,800	703,500			
計	14,641,600	93,900	14,735,500			

平成17年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第1号)  
平成17年度秋田市の土地区画整理会計補正予算(第1号)は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,750千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,695,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		554,450	45,500	599,950
	1 国庫補助金	554,450	45,500	599,950
4 繰 入 金		956,172	74,250	1,030,422
	1 繰入金	956,172	74,250	1,030,422
歳 入 合 計		1,575,891	119,750	1,695,641

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		1,569,891	119,750	1,689,641
	1 土地区画整理費	1,569,891	119,750	1,689,641
歳 出 合 計		1,575,891	119,750	1,695,641

平成17年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第1号)  
平成17年度秋田市の大森山動物園会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ415,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		338,333	500	338,833
	1 繰入金	338,333	500	338,833
歳 入 合 計		415,354	500	415,854

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		4,000	500	4,500
	1 動物園施設整備費	4,000	500	4,500
歳 出 合 計		415,354	500	415,854

平成17年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第1号)  
平成17年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

7,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,706,879千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 繰入金		2,267,266	7,476	2,274,742
	1 一般会計繰入金	2,165,944	7,476	2,173,420
歳 入 合 計		15,699,403	7,476	15,706,879



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		275,749	7,476	283,225
	1 総務管理費	275,749	7,476	283,225
歳 出 合 計		15,699,403	7,476	15,706,879

平成17年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成17年度秋田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成17年度秋田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
支 出			
第1款 上水道事業費用	7,474,931	△22,947	7,451,984
	千円	千円	千円
第2項 営業外費用	1,372,944	△22,947	1,349,997
	千円	千円	千円
支 出 合 計	7,876,490	△22,947	7,853,543
	千円	千円	千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2,468,494千円」を「2,482,516千円」に、減債積立金「196,745千円」を「302,373千円」に、過年度分損益勘定留保資金「509,142千円」を「610,398千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,691,775千円」を「1,498,913千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
収 入			
第1款 上水道資本的収入	1,780,979	672,400	2,453,379
	千円	千円	千円
第1項 企業債	1,100,900	672,400	1,773,300
	千円	千円	千円
収 入 合 計	2,200,721	672,400	2,873,121
	千円	千円	千円
支 出			
第1款 上水道資本的支出	4,154,882	686,422	4,841,304
	千円	千円	千円
第2項 企業債償還金	2,103,971	686,422	2,790,393
	千円	千円	千円
支 出 合 計	4,669,215	686,422	5,355,637
	千円	千円	千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的「建設改良費」を「建設改良費及び企業債償還金」に改め、限度額を次のとおり補正する。

(既決  
予定額) (補正  
予定額) (計)

限 度 額 1,285,400 672,400 1,957,800  
千円 千円 千円

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第10条中当年度未処分利益剰余金「56,042千円」を「78,989千円」と改め、処分額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決 予定額)	(補正 予定額)	(計)
(1) 減債積立金	56,042	22,947	78,989
	千円	千円	千円

秋田市告示第225号

平成17年7月25日の「平成17年7月秋田市議会定例会」において認定を経た決算および不認定となった決算ならびにその要領は次のとおりである。

平成17年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 認定決算 平成16年度秋田市病院事業会計  
平成16年度秋田市水道事業会計  
平成16年度秋田市交通事業会計  
平成16年度雄和町水道事業会計
- 2 不認定決算 平成16年度秋田市下水道事業会計
- 3 決算の要領 別紙のとおり

平成16年度秋田市病院事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成16年度秋田市病院事業会計決算を議会の認定に付する。

平成16年度秋田市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成16年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成16年度秋田市交通事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成16年度秋田市交通事業会計決算を議会の認定に付する。

平成16年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成16年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成16年度雄和町水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成16年度雄和町水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成16年度秋田市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 病院事業収益	円 9,169,052,000	円 △18,634,000	円 -	円 9,150,418,000	円 9,041,260,007	円 △109,157,993	
第1項 医業収益	8,163,520,000	△36,875,000	-	8,126,645,000	8,006,064,551	△120,580,449	(うち、消費税及び地方消費税相当分 7,151,689円)
第2項 医業外収益	1,005,531,000	16,067,000	-	1,021,598,000	1,032,938,072	11,340,072	( " 3,621,342円)
第3項 特別利益	1,000	2,174,000	-	2,175,000	2,257,384	82,384	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 病院事業 費 用	円 9,199,316,000	円 6,548,000	円 -	円 -	円 -	円 9,205,864,000	円 -	円 9,205,864,000	円 9,137,161,310	円 -	円 68,702,690	
第1項 医業費用	8,767,984,000	18,949,000	-	-	-	8,786,933,000	-	8,786,933,000	8,730,372,098	-	56,560,902	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 100,266,860円)
第2項 医業外 費 用	404,032,000	△ 2,401,000	-	-	-	401,631,000	-	401,631,000	393,808,872	-	7,822,128	
第3項 特別損失	26,800,000	△ 10,000,000	-	-	-	16,800,000	-	16,800,000	12,980,340	-	3,819,660	
第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に 比べ決算額 の増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 507,822,000	円 △34,100,000	円 473,722,000	円 -	円 -	円 473,722,000	円 473,721,000	円 △1,000	
第1項 企業債	307,000,000	△34,100,000	272,900,000	-	-	272,900,000	272,900,000	-	
第2項 出資金	200,821,000	-	200,821,000	-	-	200,821,000	200,821,000	-	
第3項 固定資産 売却代金	1,000	-	1,000	-	-	1,000	-	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 次 繰越額	合計		
第1款 資本的支出	801,073,000	△24,958,000	円 -	776,115,000	円 -	円 -	776,115,000	775,019,641	円 -	円 -	円 -	1,095,359	
第1項 建設改良費	335,366,000	△24,958,000	-	310,408,000	-	-	310,408,000	309,313,237	-	-	-	1,094,763	(うち、消費税及び地方消費税相当分 14,729,200円)
第2項 企業債償還金	465,707,000	-	-	465,707,000	-	-	465,707,000	465,706,404	-	-	-	596	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額301,298,641円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額397,687円及び過年度分損益勘定留保資金300,900,954円で補てんした。

平成16年度秋田市病院事業損益計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

	円	円	円
1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	4,718,690,933		
(2) 外 来 収 益	2,919,798,954		
(3) そ の 他 医 業 収 益	360,422,975	7,998,912,862	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	4,635,070,007		
(2) 材 料 費	2,288,607,715		
(3) 経 費	1,134,240,415		
(4) 減 価 償 却 費	529,401,756		
(5) 資 産 減 耗 費	2,957,111		
(6) 研 究 研 修 費	39,828,234	8,630,105,238	
医 業 損 失			631,192,376
3 医 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	822,395,000		
(2) 補 助 金	6,861,000		
(3) 受 取 利 息 配 当 金	12,160		
(4) そ の 他 医 業 外 収 益	75,229,570		
(5) 他 会 計 補 助 金	124,819,000	1,029,316,730	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	303,051,467		
(2) 雑 支 出	182,575,032	485,626,499	543,690,231
経 常 損 失			87,502,145
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	2,257,384	2,257,384	
6 特 別 損 失			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 損	12,980,340	12,980,340	△10,722,956
当 年 度 純 損 失			98,225,101
前 年 度 繰 越 欠 損 金			2,787,430,110
当 年 度 未 処 理 欠 損 金			2,885,655,211

平成16年度秋田市病院事業剰余金計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		円	円	円
<b>I 欠 損 金</b>				
(1) 前年度未処理欠損金				2,787,430,110
(2) 前年度欠損金処理額				0
繰越欠損金年度末残高				2,787,430,110
(3) 当年度純損失				98,225,101
当年度未処理欠損金				<u>2,885,655,211</u>
<b>資 本 剰 余 金 の 部</b>				
<b>I 受 贈 財 産 評 価 額</b>				
1 前年度末残高		24,138,998		
2 当年度末残高			24,138,998	
<b>II 寄 附 金</b>				
1 前年度末残高		8,660,000		
2 当年度末残高			8,660,000	
<b>III 補 助 金</b>				
1 前年度末残高		398,170,924		
2 当年度末残高			398,170,924	
翌年度繰越資本剰余金				<u>430,969,922</u>

平成16年度秋田市病院事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			2,885,655,211
2 欠損金処理額			0
3 翌年度繰越欠損金			<u>2,885,655,211</u>

平成16年度秋田市病院事業貸借対照表  
(平成17年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>				
<b>(1) 有 形 固 定 資 産</b>				
イ 土 地		202,002,747		
ロ 建 物	9,836,193,145			
減価償却累計額	<u>5,129,174,627</u>	4,707,018,518		
ハ 構 築 物	120,883,086			
減価償却累計額	<u>73,970,955</u>	46,912,131		
ニ 器 械 備 品	4,483,909,136			
減価償却累計額	<u>3,339,826,454</u>	1,144,082,682		
ホ 車 両	5,812,905			
減価償却累計額	<u>5,522,260</u>	290,645		
<b>有形固定資産合計</b>			<b>6,100,306,723</b>	
<b>(2) 無 形 固 定 資 産</b>				
イ 電 話 加 入 権		706,500		
<b>無形固定資産合計</b>			<b>706,500</b>	
<b>固定資産合計</b>				<b>6,101,013,223</b>
<b>2 流 動 資 産</b>				
(1) 現 金 ・ 預 金			723,841,835	
(2) 未 収 金			1,469,014,313	
(3) 有 価 証 券			100,000	
(4) 貯 蔵 品			<u>52,919,475</u>	
<b>流動資産合計</b>				<b>2,245,875,623</b>

資 産 合 計		8,346,888,846	
負 債 の 部			
		円	円
3 固 定 負 債 金			
(1) 引 当 金		44,268,000	
固 定 負 債 合 計			44,268,000
4 流 動 負 債 金			
(1) 未 払 金		480,193,917	
(2) 預 り 金		37,210,899	
流 動 負 債 合 計			517,404,816
負 債 合 計			561,672,816
資 本 の 部			
5 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		4,116,333,797	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債	6,123,567,522		
借 入 資 本 金 合 計		6,123,567,522	
資 本 金 合 計			10,239,901,319
6 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	24,138,998		
ロ 寄 附 金	8,660,000		
ハ 補 助 金	398,170,924		
資 本 剰 余 金 合 計		430,969,922	
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	2,885,655,211		
欠 損 金 合 計		2,885,655,211	
剰 余 金 合 計			△2,454,685,289
資 本 合 計			7,785,216,030
負 債 資 本 合 計			8,346,888,846

平成16年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 上水道事業 収 益	円 7,519,397,000	円 65,877,000	円 -	円 7,585,274,000	円 7,640,920,371	円 55,646,371	
第1項 営業収益	7,367,141,000	36,230,000	-	7,403,371,000	7,458,367,634	54,996,634	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 344,336,467円)
第2項 営業外収益	152,246,000	29,647,000	-	181,893,000	182,552,737	659,737	( " ) 182,205円)
第3項 特別利益	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第2款 簡易水道 事業 収 益	61,184,000	86,256,000	-	147,440,000	147,790,211	350,211	
第1項 営業収益	16,313,000	70,999,000	-	87,312,000	87,659,703	347,703	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 4,122,517円)
第2項 営業外収益	44,871,000	15,257,000	-	60,128,000	60,125,000	△3,000	

第3項 特別利益	-	-	-	-	5,508	5,508	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 261円)
合 計	7,580,581,000	152,133,000	-	7,732,714,000	7,788,710,582	55,996,582	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 上水道 事業費用	7,391,097,000	△ 53,815,000	円 0	円 -	円 -	7,337,282,000	9,031,050	7,346,313,050	7,317,451,766	円 -	28,861,284
第1項 営業費用	5,917,959,000	△ 88,269,000	-	-	-	5,829,690,000	9,031,050	5,838,721,050	5,810,416,350	-	28,304,700 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 90,351,110円)
第2項 営業外 費用	1,460,538,000	32,199,000	110,000	-	-	1,492,847,000	-	1,492,847,000	1,492,845,116	-	1,884
第3項 特別損失	11,100,000	2,124,000	967,000	-	-	14,191,000	-	14,191,000	14,190,300	-	700 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 437,022円)
第4項 予備費	1,500,000	131,000	△ 1,077,000	-	-	554,000	-	554,000	-	-	554,000
第2款 簡易水道 事業費用	61,184,000	79,084,000	-	-	-	140,268,000	-	140,268,000	125,248,708	-	15,019,292
第1項 営業費用	30,136,000	29,445,000	-	-	-	59,581,000	-	59,581,000	48,534,618	-	11,046,382 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,171,177円)
第2項 営業外 費用	31,048,000	49,039,000	-	-	-	80,087,000	-	80,087,000	76,703,686	-	3,383,314
第3項 特別損失	-	26,000	-	-	-	26,000	-	26,000	10,404	-	15,596 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 489円)
第4項 予備費	-	574,000	-	-	-	574,000	-	574,000	-	-	574,000
合 計	7,452,281,000	25,269,000	-	-	-	7,477,550,000	9,031,050	7,486,581,050	7,442,700,474	-	43,880,576

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当初 予算額	補正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 上水道 資本的収入	1,710,533,000	△50,640,000	1,659,893,000	35,378,000	円 -	1,695,271,000	1,723,481,732	28,210,732	
第1項 企業債	1,022,600,000	-	1,022,600,000	24,900,000	-	1,047,500,000	1,047,500,000	0	
第2項 出資金	72,912,000	-	72,912,000	-	-	72,912,000	72,912,000	0	
第3項 補助金	189,070,000	-	189,070,000	-	-	189,070,000	189,070,000	0	
第4項 固定資産 売却代金	10,000	-	10,000	-	-	10,000	-	△10,000	
第5項 負担金及び 寄附金	425,941,000	△50,640,000	375,301,000	10,478,000	-	385,779,000	413,999,732	28,220,732 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 14,829,500円)	
第2款 簡易水道 資本的収入	19,507,000	393,950,000	413,457,000	-	-	413,457,000	414,674,500	1,217,500	

第1項 出 資 金	19,507,000	-	19,507,000	-	-	19,507,000	19,507,000	0	
第2項 企 業 債	-	247,200,000	247,200,000	-	-	247,200,000	247,200,000	0	
第3項 補 助 金	-	146,697,000	146,697,000	-	-	146,697,000	146,697,000	0	
第4項 負担金及び寄附金	-	53,000	53,000	-	-	53,000	1,270,500	1,217,500	(うち、消費税及び地方消費税相当分60,500円)
合 計	1,730,040,000	343,310,000	2,073,350,000	35,378,000	-	2,108,728,000	2,138,156,232	29,428,232	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費次額	合計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費次額	合計		
第1款 上水道資本的支出	3,913, 円 150,000	△10, 円 137,000	円 -	3,903, 円 013,000	71, 円 592,150	円 -	3,974, 円 605,150	3,910, 円 758,716	円 -	円 -	円 -	63, 円 846,434	
第1項 建設改良費	1,889, 000,000	△34, 897,000	-	1,854, 103,000	71, 592,150	-	1,925, 695,150	1,861, 850,029	-	-	-	63, 845,121	(うち、消費税及び地方消費税相当分80,691,739円)
第2項 企業債還金	2,024, 150,000	24,760,000	-	2,048, 910,000	-	-	2,048, 910,000	2,048, 908,687	-	-	-	1,313	
第2款 簡易水道資本的支出	19, 507,000	75,023,000	-	94, 530,000	-	-	94, 530,000	94, 498,996	-	-	-	31,004	
第1項 建設改良費	-	21,457,000	-	21, 457,000	-	-	21, 457,000	21, 426,153	-	-	-	30,847	(うち、消費税及び地方消費税相当分1,020,293円)
第2項 企業債還金	19, 507,000	53,566,000	-	73, 073,000	-	-	73, 073,000	73, 072,843	-	-	-	157	
合 計	3,932, 657,000	64, 886,000	-	3,997, 543,000	71, 592,150	-	4,069, 135,150	4,005, 257,712	-	-	-	63, 877,438	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,867,101,480円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,383,914円、減債積立金124,143,450円、過年度分損益勘定留保資金245,106,412円及び当年度分損益勘定留保資金1,445,467,704円で補てんした。

平成16年度秋田市水道事業損益計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 上水道営業収益				
(1) 給水収益	6,687,587,449			
(2) 受託工事収益	216,293,764			
(3) その他営業収益	210,149,954	7,114,031,167		
2 簡易水道営業収益				
(1) 給水収益	81,781,958			
(2) 受託工事収益	924,750			
(3) その他営業収益	830,478	83,537,186	7,197,568,353	
3 上水道営業費用				
(1) 原水及び浄水費	947,168,356			
(2) 配水費	971,521,336			
(3) 給水費	247,438,454			
(4) 受託工事費	333,624,201			
(5) 業務費	572,475,681			
(6) 総係費	599,844,823			
(7) 減価償却費	1,954,834,349			
(8) 資産減耗費	92,917,740			

(9) その他営業費用	240,300	5,720,065,240		
4 簡易水道営業費用				
(1) 給水費	25,475,477			
(2) 減価償却費	21,887,964	47,363,441	5,767,428,681	
営業利益				1,430,139,672
5 上水道営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	177,526			
(2) 県補助金	36,539,000			
(3) 他会計補助金	106,412,000			
(4) 雑収益	39,242,042	182,370,568		
6 簡易水道営業外収益				
(1) 他会計補助金	60,125,000	60,125,000	242,495,568	
7 上水道営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,285,448,216			
(2) 繰延勘定償却	217,800			
(3) 雑支出	6,623,434	1,292,289,450		
8 簡易水道営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	76,703,686	76,703,686	1,368,993,136	△1,126,497,568
経常利益				303,642,104
9 簡易水道特別利益				
(1) 過年度損益修正益	5,247	5,247	5,247	
10 上水道特別損失				
(1) 過年度損益修正損	13,753,278	13,753,278		
11 簡易水道特別損失				
(1) 過年度損益修正損	9,915	9,915	13,763,193	△13,757,946
当年度純利益				289,884,158
前年度繰越利益剰余金				0
当年度未処分利益剰余金				289,884,158

平成16年度秋田市水道事業剰余金計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

		利益剰余金の部	
		円	円
I	減債積立金		
1	前年度末残高	0	
2	前年度繰入額	124,143,450	
3	当年度繰入額	26,730,000	
4	当年度処分額	124,143,450	
5	当年度末残高		26,730,000
II	建設改良積立金		
1	前年度末残高	0	
2	当年度繰入額	21,433,418	
3	当年度末残高		21,433,418
	積立金合計		48,163,418
III	未処分利益剰余金		
(1)	当年度繰入額	12,488,695	12,488,695
(2)	当年度純利益		289,884,158
	当年度未処分利益剰余金		302,372,853
		資本剰余金の部	
I	受贈財産評価額		
1	前年度末残高	6,763,123,360	
2	当年度発生額	142,315,258	
3	当年度末残高		6,905,438,618
II	補助金		



1 前 年 度 末 残 高	5,797,568,479	
2 当 年 度 発 生 額	<u>2,974,464,291</u>	
3 当 年 度 末 残 高		8,772,032,770
<b>Ⅲ 寄 附 金</b>		
1 前 年 度 末 残 高	9,385,017,264	
2 当 年 度 発 生 額	<u>1,069,941,729</u>	
3 当 年 度 末 残 高		10,454,958,993
<b>Ⅳ そ の 他 資 本 剰 余 金</b>		
1 前 年 度 末 残 高	0	
2 当 年 度 発 生 額	<u>372,498,235</u>	
3 当 年 度 末 残 高		<u>372,498,235</u>
翌年度繰越資本剰余金		<u><u>26,504,928,616</u></u>

平成16年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	円	円	円
1 当年度未処分利益剰余金			302,372,853
2 利益剰余金処分額			
(1) 減 債 積 立 金	<u>302,372,853</u>		<u>302,372,853</u>
3 翌年度繰越利益剰余金			<u><u>0</u></u>

平成16年度秋田市水道事業貸借対照表  
(平成17年 3月31日)

	資 産 の 部			
	円	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		2,022,777,971		
ロ 建 物	3,936,129,048			
減 価 償 却 累 計 額	<u>1,295,553,110</u>	2,640,575,938		
ハ 構 築 物	71,444,095,802			
減 価 償 却 累 計 額	<u>19,870,358,512</u>	51,573,737,290		
ニ 機 械 及 び 装 置	12,858,004,211			
減 価 償 却 累 計 額	<u>8,550,152,571</u>	4,307,851,640		
ホ 車 両 運 搬 具	86,584,296			
減 価 償 却 累 計 額	<u>73,984,392</u>	12,599,904		
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	266,008,664			
減 価 償 却 累 計 額	<u>208,114,920</u>	57,893,744		
ト 建 設 仮 勘 定		<u>89,136,000</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			<b>60,704,572,487</b>	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 庁 舎 利 用 権		2,208,864		
ロ 電 話 加 入 権		5,396,600		
ハ タ ム 使 用 権		4,436,924,414		
ニ 専 用 橋 利 用 権		179,801,117		
ホ 施 設 利 用 権		<u>23,814,538</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			<b>4,648,145,533</b>	
固 定 資 産 合 計				<b>65,352,718,020</b>
<b>2 流 動 資 産</b>				
(1) 現 金 ・ 預 金		2,584,522,131		
(2) 未 収 金		655,342,611		
(3) 有 価 証 券		2,350,000		
(4) 貯 蔵 品		<u>43,807,718</u>		
流 動 資 産 合 計				<b>3,286,022,460</b>
<b>3 繰 延 勘 定</b>				

(1) 開 発 費		869,800	
繰 延 勘 定 合 計			869,800
資 産 合 計			<u>68,639,610,280</u>
負 債 の 部			
	円	円	円
4 固 定 負 債			
(1) 引 当 金		1,624,333,203	
固 定 負 債 合 計			1,624,333,203
5 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		563,853,735	
(2) 預 り 金		185,064,204	
流 動 負 債 合 計			748,917,939
負 債 合 計			<u>2,373,251,142</u>
資 本 の 部			
6 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		5,578,781,970	
(2) 借 入 資 本 金			
イ 企 業 債		33,832,112,281	
借 入 資 本 金 合 計			33,832,112,281
資 本 金 合 計			39,410,894,251
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,905,438,618	
ロ 補 助 金		8,772,032,770	
ハ 寄 附 金		10,454,958,993	
ニ その他 資 本 剰 余 金		372,498,235	
資 本 剰 余 金 合 計			26,504,928,616
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減 債 積 立 金		26,730,000	
ロ 建 設 改 良 積 立 金		21,433,418	
ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		302,372,853	
利 益 剰 余 金 合 計			350,536,271
剰 余 金 合 計			<u>26,855,464,887</u>
資 本 合 計			<u>66,266,359,138</u>
負 債 資 本 合 計			<u>68,639,610,280</u>

平成16年度秋田市交通事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比べ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 自動車運送 事業収益	円 249,914,000	円 901,670,000	円 -	円 1,151,584,000	円 1,155,889,243	円 4,305,243	
第1項 営業収益	183,795,000	△9,425,000	-	174,370,000	178,574,824	4,204,824	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 8,176,339円)
第2項 営業外収益	66,119,000	911,094,000	-	977,213,000	977,314,419	101,419	( " ) 351,134円)
第3項 特別利益	-	1,000	-	1,000	-	△1,000	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 自動車運送 事業費用	941, 円 865,000	△630,000	円 -	円 -	円 -	941, 円 235,000	円 -	941, 円 235,000	911, 円 539,116	円 -	29,695,884	
第1項 営業費用	915, 円 716,000	3,293,000	-	-	-	919, 円 009,000	-	919, 円 009,000	893, 円 302,371	-	25,706,629	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 3,752,195円)
第2項 営業外 費用	23,149,000	△ 3,923,000	-	-	-	19, 円 226,000	-	19, 円 226,000	18,236,745	-	989,255	
第3項 予備費	3,000,000	-	-	-	-	3,000,000	-	3,000,000	-	-	3,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 -	円 11,328,000	円 11,328,000	円 -	円 -	円 11,328,000	円 -	円 △11,328,000
第1項 固定資産 売却代金	-	11,328,000	11,328,000	-	-	11,328,000	-	△11,328,000

平成16年度秋田市交通事業損益計算書  
(平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 運 送 収 益	165,060,700		
(2) 運 送 雑 収 益	5,337,785	170,398,485	
2 営 業 費 用			
(1) 運 転 費	445,928,213		
(2) 車 両 修 繕 費	79,221,403		
(3) そ の 他 修 繕 費	2,111,535		
(4) 固 定 資 産 減 価 償 却 費	17,168,088		
(5) 資 産 減 耗 費	23,773,274		
(6) 施 設 損 害 保 険 料	2,596,010		
(7) 施 設 使 用 料	184,952		
(8) 運 輸 管 理 費	193,102,448		
(9) 一 般 管 理 費	124,705,353		
(10) 自 動 車 重 量 税	758,900	889,550,176	
営 業 損 失			719,151,691
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	278		
(2) 他 会 計 補 助 金	968,893,000		
(3) 補 助 金	441,000		
(4) 雑 収 益	7,629,007	976,963,285	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	9,392,045		
(2) 雑 支 出	4,069,422	13,461,467	963,501,818
経 常 利 益			244,350,127

5 特 別 利 益

(1) 固定資産売却益	0	0	0
当年度純利益			244,350,127
前年度繰越欠損金			2,104,124,831
当年度未処理欠損金			<u>1,859,774,704</u>

平成16年度秋田市交通事業剰余金計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

欠 損 金 の 部		円	円
<b>I 欠 損 金</b>			
(1) 前年度未処理欠損金			2,104,124,831
(2) 前年度欠損金処理額			0
繰越欠損金年度末残高			2,104,124,831
(3) 当年度純利益			244,350,127
当年度未処理欠損金			<u>1,859,774,704</u>
<b>資 本 剰 余 金 の 部</b>			
<b>I 受 贈 財 産 評 価 額</b>			
1 前年度末残高		28,206,879	
2 当年度末残高			28,206,879
<b>II 補 助 金</b>			
1 前年度末残高		590,630,089	
2 当年度処分量		4,294,840	
3 当年度末残高			586,335,249
翌年度繰越資本剰余金			<u>614,542,128</u>

平成16年度秋田市交通事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			1,859,774,704
2 欠損金処理額			0
3 翌年度繰越欠損金			<u>1,859,774,704</u>

平成16年度秋田市交通事業貸借対照表  
(平成17年3月31日)

資 産 の 部		円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>				
<b>(1) 有 形 固 定 資 産</b>				
イ 土 地			1,044,131,261	
ロ 建 物	715,421,692			
減価償却累計額	<u>256,838,097</u>	458,583,595		
ハ 構 築 物	67,668,621			
減価償却累計額	<u>34,096,123</u>	33,572,498		
ニ 車 両	185,443,830			
減価償却累計額	<u>176,024,610</u>	9,419,220		
ホ 工具、器具及び備品	163,093,343			
減価償却累計額	<u>104,667,676</u>	58,425,667		
有形固定資産合計			1,604,132,241	
<b>(2) 無 形 固 定 資 産</b>				
イ 電話加入権		80,600		
無形固定資産合計			80,600	
<b>(3) 投 資 資 金</b>				
イ 出 資 金		2,700,000		
投資合計			<u>2,700,000</u>	

固 定 資 産 合 計		1,606,912,841
2 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	3,229,805	
(2) 未 収 金	28,574,816	
(3) 有 価 証 券	200,000	
流 動 資 産 合 計		32,004,621
資 産 合 計		1,638,917,462

負 債 の 部			
	円	円	円
3 流 動 負 債			
(1) 一 時 借 入 金		500,000,000	
(2) 未 払 金		167,616,021	
(3) 預 り 金		7,189,380	
流 動 負 債 合 計			674,805,401
負 債 合 計			674,805,401
資 本 の 部			
4 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		2,209,344,637	
資 本 金 合 計			2,209,344,637
5 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額		28,206,879	
ロ 補 助 金		586,335,249	
資 本 剰 余 金 合 計			614,542,128
(2) 欠 損 金			
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		1,859,774,704	
欠 損 金 合 計			1,859,774,704
剰 余 金 合 計			△1,245,232,576
資 本 合 計			964,112,061
負 債 資 本 合 計			1,638,917,462

平成16年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予算額に 比へ決算額 の増減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業 収 益	円 9,769,434,000	円 121,483,000	円 -	円 9,890,917,000	円 9,916,670,321	円 25,753,321	
第1項 営業収益	7,400,796,000	6,425,000	-	7,407,221,000	7,432,529,911	25,308,911	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 241,355,950円)
第2項 営業外収益	2,368,637,000	114,802,000	-	2,483,439,000	2,483,826,220	387,220	( " ) 18,493円)
第3項 特別利益	1,000	256,000	-	257,000	314,190	57,190	( " ) 5,311円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 下水道事業 費 用	9,675, 円 569,000	円 76,000	円 -	円 -	円 -	9,675, 円 645,000	円 -	9,675, 円 645,000	9,572, 円 132,656	円 -	103, 円 512,344	
第1項 営業費用	6,050, 円 591,000	30,115,000	-	-	-	6,080, 円 706,000	-	6,080, 円 706,000	6,001, 円 520,119	-	79,185,881	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 110,264,831円)
第2項 営業外 費 用	3,614, 円 977,000	△ 円 32,763,000	-	-	-	3,582, 円 214,000	-	3,582, 円 214,000	3,561, 円 618,216	-	20,595,784	
第3項 特別損失	8,001,000	2,174,000	-	-	-	10, 円 175,000	-	10, 円 175,000	8,994,321	-	1,180,679	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 401,884円)
第4項 予備費	2,000,000	550,000	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

営業外費用中支払利息及び企業債取扱諸費3,443,413,983円の財源に充てたため、企業債（資本費平準化債）31,400,000円を借り入れた。

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規定 による繰越額に 係る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額				合 計
第1款 資本的収入	6,328,478,000 円	2,051,000,000 円	8,379,478,000 円	837,860,000 円	円 -	9,217,338,000 円	8,542,098,265 円	△675,239,735 円	
第1項 企業債	3,792,000,000	1,880,800,000	5,672,800,000	594,900,000	-	6,267,700,000	5,819,600,000	△448,100,000	翌年度繰越額 447,500,000円
第2項 出資金	843,791,000	△1,000	843,790,000	-	-	843,790,000	843,790,000	0	
第3項 補助金	1,254,811,000	216,579,000	1,471,390,000	237,500,000	-	1,708,890,000	1,515,890,000	△193,000,000	翌年度繰越額 193,000,000円
第4項 負担金	437,875,000	△46,597,000	391,278,000	5,460,000	-	396,738,000	362,598,246	△34,139,754	翌年度繰越額 3,975,642円
第5項 固定資産 売却代金	1,000	219,000	220,000	-	-	220,000	220,019	19	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 523円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規定 による繰 越額	継続費 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規定 による繰 越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	9,737, 円 546,000	1,801, 円 474,000	円 -	11,539, 円 020,000	1,129, 円 248,000	円 -	12,668, 円 268,000	11,585, 円 358,559	1,048, 円 939,370	円 -	1,048, 円 939,370	33, 円 970,071	
第1項 建設 改良費	5,645, 円 341,000	△538, 円 256,000	-	5,107, 円 085,000	1,129, 円 248,000	-	6,236, 円 333,000	5,153, 円 425,973	1,048, 円 939,370	-	1,048, 円 939,370	33, 円 967,657	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 214,886,500円)
第2項 企業債 償還金	4,092, 円 205,000	2,339, 円 730,000	-	6,431, 円 935,000	-	-	6,431, 円 935,000	6,431, 円 932,586	-	-	-	2,414	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,043,260,294円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,004,987円、過年度分損益勘定留保資金175,884,332円及び当年度分損益勘定留保資金2,831,370,975円で補てんした。

平成16年度秋田市下水道事業損益計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

	円	円	円
<b>1 営業収益</b>			
(1) 下水道使用料	4,834,129,961		
(2) 他会計負担金	<u>2,357,044,000</u>	7,191,173,961	
<b>2 営業費用</b>			
(1) 管渠費	339,988,443		
(2) ポンプ場費	220,824,422		
(3) 処理場費	698,597,738		
(4) 流域下水道費	1,006,956,720		
(5) 業務費	275,784,666		
(6) 総係費	141,217,915		
(7) 減価償却費	3,166,679,085		
(8) 資産減耗費	<u>41,206,299</u>	<u>5,891,255,288</u>	
<b>営業利益</b>			1,299,918,673
<b>3 営業外収益</b>			
(1) 受取利息及び配当金	13,991		
(2) 他会計補助金	2,481,213,000		
(3) 補助金	1,940,715		
(4) 雑収益	<u>640,022</u>	2,483,807,728	
<b>4 営業外費用</b>			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	3,443,546,516		
(2) 雑支出	<u>23,363,649</u>	<u>3,466,910,165</u>	<u>△983,102,437</u>
<b>経常利益</b>			<b>316,816,236</b>
<b>5 特別利益</b>			
(1) 固定資産売却益	211,981		
(2) 過年度損益修正益	<u>96,898</u>	308,879	
<b>6 特別損失</b>			
(1) 固定資産売却損	111,226		
(2) 過年度損益修正損	<u>8,481,211</u>	<u>8,592,437</u>	<u>△8,283,558</u>
<b>当年度純利益</b>			<b>308,532,678</b>
<b>前年度繰越欠損金</b>			<b>459,483,927</b>
<b>当年度未処理欠損金</b>			<b>150,951,249</b>

平成16年度秋田市下水道事業剰余金計算書  
(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)

欠 損 金 の 部			
	円	円	円
<b>I 欠 損 金</b>			
(1) 前年度未処理欠損金			459,483,927
(2) 前年度欠損金処理額			<u>0</u>
<b>繰越欠損金年度末残高</b>			<b>459,483,927</b>
(3) 当年度純利益			<u>308,532,678</u>
<b>当年度未処理欠損金</b>			<b>150,951,249</b>
<b>資 本 剰 余 金 の 部</b>			
<b>I 再 評 価 積 立 金</b>			
1 前年度末残高		65,065,086	
2 当年度末残高			65,065,086
<b>II 受 贈 財 産 評 価 額</b>			
1 前年度末残高		11,586,342,910	
2 当年度発生高		<u>192,639,379</u>	
3 当年度末残高			11,778,982,289
<b>III 負 担 金</b>			

1	前	年	度	未	残	高	6,814,089,160	
2	当	年	度	発	生	高	636,893,368	
3	当	年	度	処	分	額	<u>43,534,184</u>	
4	当	年	度	未	残	高		7,407,448,344
IV 寄 附 金								
1	前	年	度	未	残	高	<u>2,749,899</u>	
2	当	年	度	未	残	高		2,749,899
V 補 助 金								
1	前	年	度	未	残	高	52,992,066,954	
2	当	年	度	発	生	高	4,324,619,214	
3	当	年	度	処	分	額	<u>531,318,672</u>	
4	当	年	度	未	残	高		56,785,367,496
翌年度繰越資本剰余金								<u>76,039,613,114</u>

平成16年度秋田市下水道事業欠損金処理計算書

	円	円	円
1 当年度未処理欠損金			150,951,249
2 欠損金処理額			<u>0</u>
3 翌年度繰越欠損金			<u>150,951,249</u>

平成16年度秋田市下水道事業貸借対照表  
(平成17年 3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ	土 地		1,491,967,653		
ロ	建 物	3,933,363,830			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>168,038,226</u>	3,765,325,604		
ハ	構 築 物	169,384,987,056			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>7,136,635,431</u>	162,248,351,625		
ニ	機 械 及 び 装 置	18,021,637,526			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>1,253,231,264</u>	16,768,406,262		
ホ	車 両 運 搬 具	23,664,940			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>14,687,750</u>	8,977,190		
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	19,067,695			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>9,186,109</u>	9,881,586		
ト	建 設 仮 勘 定		<u>164,851,028</u>		
<b>有 形 固 定 資 産 合 計</b>				<b>184,457,760,948</b>	
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ	施 設 利 用 権		9,638,463,520		
ロ	電 話 加 入 権		10,565,200		
ハ	地 上 権		<u>2,340,325</u>		
<b>無 形 固 定 資 産 合 計</b>				<b>9,651,369,045</b>	
<b>固 定 資 産 合 計</b>					<b>194,109,129,993</b>
<b>2 流 動 資 産</b>					
(1)	現 金 ・ 預 金		769,908,251		
(2)	未 収 金		1,741,154,082		
(3)	前 払 金		345,530,000		
(4)	そ の 他 流 動 資 産		<u>1,950,000</u>		
<b>流 動 資 産 合 計</b>					<b>2,858,542,333</b>
<b>資 産 合 計</b>					<b>196,967,672,326</b>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金216,860,482円及び分担金7,397,800円を予定している。



		負 債 の 部		資 本 の 部	
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債 金		302,012,903		
(2)	引 当 金		12,095,000		
	固 定 負 債 合 計				314,107,903
4	流 動 負 債				
(1)	未 払 金		1,849,330,708		
(2)	そ の 他 流 動 負 債		7,510,762		
	流 動 負 債 合 計				1,856,841,470
	負 債 合 計				2,170,949,373
5	資 本 金				
(1)	自 己 資 本 金		12,786,378,303		
(2)	借 入 資 本 金				
イ	企 業 債	106,121,682,785			
	借 入 資 本 金 合 計			106,121,682,785	
	資 本 金 合 計				118,908,061,088
6	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
イ	再 評 価 積 立 金	65,065,086			
ロ	受 贈 財 産 評 価 額	11,778,982,289			
ハ	負 担 金	7,407,448,344			
ニ	寄 附 金	2,749,899			
ホ	補 助 金	56,785,367,496			
	資 本 剰 余 金 合 計			76,039,613,114	
(2)	欠 損 金				
イ	当 年 度 未 処 理 欠 損 金	150,951,249			
	欠 損 金 合 計			150,951,249	
	剰 余 金 合 計				75,888,661,865
	資 本 合 計				194,796,722,953
	負 債 資 本 合 計				196,967,672,326

平成16年度雄和町水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額					決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 209,728,000	円 581,000	円 210,309,000	円 -	円 210,309,000	円 145,798,793	円 △64,510,207	
第1項 営業収益	175,574,000	156,000	175,730,000	-	175,730,000	143,601,325	△32,128,675	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,820,256円)
第2項 営業外収益	34,154,000	425,000	34,579,000	-	34,579,000	2,197,468	△32,381,532	( " " ) 728円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額					合 計
第1款 水道 事業費用	208,080,000	581,000	0	0	0	208,661,000	0	208,661,000	140,620,014	0	68,040,986	
第1項 営業費用	160,539,000	581,000	-	△ 40,000	-	161,080,000	-	161,080,000	117,433,931	-	43,646,069	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 3,464,589円)
第2項 営業外 費用	47,241,000	-	169,000	40,000	-	47,450,000	-	47,450,000	23,186,083	-	24,263,917	( " ) 14,970円)
第3項 予備費	300,000	-	△ 169,000	-	-	131,000	-	131,000	-	-	131,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額					決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額に 係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額				合 計
第1款 資本的収入	1,700,000	0	1,700,000	0	0	1,700,000	640,500	△1,059,500	
第1項 工事負担金	1,700,000	-	1,700,000	-	-	1,700,000	640,500	△1,059,500	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	64,229,000	0	0	64,229,000	0	0	64,229,000	36,048,441	0	0	0	28,180,559	
第1項 建設 改良費	15,514,000	-	-	15,514,000	-	-	15,514,000	12,093,080	-	-	-	3,420,920	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 631,562円)
第2項 企業債 償還金	48,715,000	-	-	48,715,000	-	-	48,715,000	23,955,361	-	-	-	24,759,639	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額35,407,941円は、過年度分損益勘定留保資金35,407,941円で補てんした。

平成16年度雄和町水道事業損益計算書  
(平成16年 4月 1日から平成17年 1月10日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	133,945,069		
(2) そ の 他 営 業 収 益	2,836,000	136,781,069	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	64,939,014		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	5,232,839		
(3) 総 係 費	8,732,996		
(4) 減 価 償 却 費	35,011,135		
(5) 資 産 減 耗 費	53,358	113,969,342	
営 業 利 益			22,811,727
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	66,128		

(2) 他 会 計 補 助 金	2,116,000		
(3) 雑 収 益	<u>14,612</u>	2,196,740	
<b>4 営 業 外 費 用</b>			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	22,217,723		
(2) 繰 延 勘 定 債 却	652,000		
(3) 雑 支 出	301,390	<u>23,171,113</u>	△20,974,373
経 常 利 益			<u>1,837,354</u>
当 年 度 純 利 益			<u>1,837,354</u>
前年度繰越利益剰余金			<u>10,651,341</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>12,488,695</u>

平成16年度雄和町水道事業剰余金計算書  
(平成16年4月1日から平成17年1月10日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			
	円	円	円
<b>I 減 債 積 立 金</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高	26,160,000		
(2) 前 年 度 繰 入 額	570,000		
(3) 当 年 度 末 残 高		<u>26,730,000</u>	
<b>II 建 設 改 良 積 立 金</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高	15,000,000		
(2) 当 年 度 末 残 高		<u>15,000,000</u>	
積 立 金 合 計			<u>41,730,000</u>
<b>III 未 処 分 利 益 剰 余 金</b>			
(1) 前年度未処分利益剰余金			11,221,341
(2) 前年度利益剰余金処分額			
減 債 積 立 金		<u>570,000</u>	<u>570,000</u>
繰越利益剰余金年度末残高			10,651,341
(3) 当 年 度 純 利 益			<u>1,837,354</u>
当年度未処分利益剰余金			<u>12,488,695</u>
<b>資 本 剰 余 金 の 部</b>			
<b>I 受 贈 財 産 評 価 額</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高		64,228,934	
(2) 当 年 度 発 生 高		<u>2,400,000</u>	
(3) 当 年 度 末 残 高			66,628,934
<b>II 国 庫 補 助 金</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高		<u>630,322,918</u>	
(2) 当 年 度 末 残 高			630,322,918
<b>III 工 事 負 担 金</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高		673,124,874	
(2) 当 年 度 発 生 高		<u>640,500</u>	
(3) 当 年 度 末 残 高			673,765,374
<b>IV 一 般 会 計 補 助 金</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高		<u>350,389,000</u>	
(2) 当 年 度 末 残 高			350,389,000
<b>V 一 般 会 計 負 担 金</b>			
(1) 前 年 度 末 残 高		<u>22,109,235</u>	
(2) 当 年 度 末 残 高			22,109,235
翌年度繰越資本剰余金			<u>1,743,215,461</u>

平成16年度雄和町水道事業剰余金処分計算書

	円	円
1 当年度未処分利益剰余金		<u>12,488,695</u>
2 翌年度繰越利益剰余金		<u>12,488,695</u>

平成16年度雄和町水道事業貸借対照表  
(平成17年1月10日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1	固 定 資 産				
(1)	有 形 固 定 資 産				
	イ 土 地		24,449,153		
	ロ 建 物	317,628,910			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>74,785,708</u>	242,843,202		
	ハ 構 築 物	2,104,238,144			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>637,076,761</u>	1,467,161,383		
	ニ 機 械 及 び 装 置	523,601,933			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>241,206,714</u>	282,395,219		
	ホ 工 具 及 び 備 品	6,897,136			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>6,253,602</u>	643,534		
	有 形 固 定 資 産 合 計			2,017,492,491	
(2)	無 形 固 定 資 産				
	イ ダ ム 使 用 権		97,704,556		
	ロ 施 設 利 用 権		24,427,026		
	ハ 電 話 加 入 権		<u>80,300</u>		
	無 形 固 定 資 産 合 計			<u>122,211,882</u>	
	固 定 資 産 合 計				2,139,704,373
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金			332,901,116	
(2)	未 収 金			3,272,468	
(3)	貯 蔵 品			<u>2,201,430</u>	
	流 動 資 産 合 計				338,375,014
3	繰 延 勘 定 資 産 合 計				
(1)	開 発 費			<u>1,087,600</u>	
	繰 延 勘 定 資 産 合 計				<u>1,087,600</u>
	資 産 合 計				<u>2,479,166,987</u>

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
4	固 定 負 債				
(1)	引 当 金			<u>1,606,000</u>	
	固 定 負 債 合 計				1,606,000
5	流 動 負 債				
(1)	未 払 金			1,543,665	
	流 動 負 債 合 計				<u>1,543,665</u>
	負 債 合 計				3,149,665
	資 本 の 部				
6	資 本 金				
(1)	自 己 資 本 金			11,792,000	
(2)	借 入 資 本 金			<u>666,791,166</u>	
	資 本 金 合 計				678,583,166
7	剰 余 金				
(1)	自 己 剰 余 金				
	イ 受 贈 財 産 評 価 額		66,628,934		
	ロ 国 庫 補 助 金		630,322,918		
	ハ 工 事 負 担 金		673,765,374		
	ニ 一 般 会 計 補 助 金		350,389,000		
	ホ 一 般 会 計 負 担 金		<u>22,109,235</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計			1,743,215,461	

(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	26,730,000	
ロ 建設改良積立金	15,000,000	
ハ 当年度未処分利益剰余金	12,488,695	
利益剰余金合計		54,218,695
剰余金合計		1,797,434,156
資本金合計		2,476,017,322
負債資本合計		2,479,166,987

**秋田市告示第226号**

次の市税充当済通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税充当済通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年 8月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市土崎港北三丁目13番27号  
株式会社 住トータルシステム
- 2 送達する書類名  
市税充当済通知書 1通

**秋田市告示第227号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年 8月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 42台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 22台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	蛇野ニツ屋線	秋田市手形字蛇野179番地先	1,561.90	3.60 ～ 16.00
			秋田市広面字ニツ屋14番地先		
	新	蛇野ニツ屋線	秋田市手形字蛇野179番地先	1,561.90	3.60 ～ 16.00
			秋田市広面字ニツ屋14番地先		

- 2 供用開始の期日  
平成17年 8月 9日
- 3 縦覧期間  
平成17年 8月 9日から  
平成17年 8月 22日まで

- (2) 撤去し、保管した年月日  
平成17年 7月16日から同年 7月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
  - ア 時間 午前10時から午後7時まで
  - イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成17年 8月19日から平成18年 2月19日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035  
秋田市中通七丁目1番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

**秋田市告示第228号**

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月 9日

秋田市道路管理者  
秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市告示第229号**

次の差押調書および配当計算書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書および配当計算書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年 8月10日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市川尻御休町 9番33号  
有限会社 エヌシーハウジング
- 2 送達する書類名  
参加差押調書 1通

秋田市告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定められた本市収納代理金融機関の店舗統廃合を下記のとおりとするので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第10項の規定により告示する。

平成17年 8月16日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 廃止店舗名 秋田信用金庫 南通り支店  
統合店舗名 秋田信用金庫 本店  
統合年月日 平成17年 9月 5日
- 2 廃止店舗名 秋田信用金庫 飯島支店  
統合店舗名 秋田信用金庫 港北支店  
統合年月日 平成17年 9月 5日

秋田市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年 8月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株 式 会 社 グリーンケア虹	秋田市外旭川字堂ノ前 174-1	平成17年 8月1日
株 式 会 社 グリーンケア虹	秋田市外旭川字堂ノ前 174-1	平成17年 8月1日
老人デイサービス コリウス	秋田市仁井田字大野174- 3	平成17年 8月4日
認知症対応型共同生 活介護施設グループ ホームソフトハンド	秋田市新屋勝平町10-30	平成17年 7月29日
デ イ サ ー ビ ス ろいやる山王	秋田市山王三丁目3-20	平成17年 7月5日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
花の家居宅介 護支援事業所	雄和居宅介護 支援事業所・ 秋田市雄和妙法 字上大部77-1	花の家居宅介 護支援事業所 ・秋田市雄和石 田字苗代沢18	平成17年 4月1日

秋田市告示第232号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放

置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条第11条第1項の規定により告示する。

平成17年 8月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 75台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成17年 8月1日から同年 8月15日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成17年 9月2日から平成18年 3月2日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市民生活部生活課 電話866-2035  
秋田市中通七丁目1番3号  
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第233号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年 8月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成17年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第234号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

將軍野東二丁目6番19号	根 純吉
土崎港南三丁目1番40号 静観荘	大山 有毅

(教示)

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。  
さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)  
(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。  
(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)  
(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。  
(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

**秋田市告示第235号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 名称  
上八田町内会
- 規約に定める目的  
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。  
(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡  
(2) 美化・清掃等区域内の環境の整備  
(3) 集会施設の維持管理
- 区域  
本会の区域は、秋田市太平八田字上八田の全域、同市太平八田字館ヶ沢の全域および同市太平八田字田屋ノ前の全域の区域とする。
- 事務所  
秋田市太平八田字田屋ノ前103番地1

- 代表者の氏名および住所  
永井 英夫  
秋田市太平八田字上八田7番地
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無  
なし
- 代理人の有無  
なし
- 規約に定める解散の事由  
この会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。
- 認可年月日  
平成17年8月24日

**秋田市告示第236号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成17年8月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称  
畑谷町内会
- 認可年月日  
平成6年12月26日
- 変更があった事項およびその内容  
区域  
変更前 この会は、河辺郡河辺町畑谷字大又、字中村、字丸山の区域に住所を有する者をもって構成する。  
変更後 この会は、秋田市河辺畑谷字大又、字中村、字丸山の区域に住所を有する者をもって構成する。

事務所

変更前 河辺郡河辺町畑谷字中村74番地1

変更後 秋田市河辺畑谷字中村74番地1

代表者の氏名および住所

変更前 尾形 守

河辺町畑谷字中村22番地

変更後 尾形 守

秋田市河辺畑谷字中村22番地

- 変更年月日  
平成17年8月25日
- 変更の理由  
住所等の表示の変更による

**秋田市告示第237号**

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年8月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 送達する書類

平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年 8月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
工藤鍼灸整骨院	秋田市土崎港中央一丁目 4-16	平成17年 8月19日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
工藤鍼灸整骨院	富士治療院	工藤鍼灸整骨院	平成17年 8月16日

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成17年 8月25日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年 8月22日

秋田市教育委員会  
委員長 千 葉 昭

選 管 告 示

秋市選管告示第105号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、平成17年 8月29日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成17年 8月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年 8月30日から  
平成17年 8月30日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8時30分から午後 5時まで

秋市選管告示第106号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定に基づき、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成17年 8月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年 8月30日から  
平成17年 8月30日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8時30分から午後 5時まで

秋市選管告示第107号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を、次のとおり定めたので公職選挙法執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成17年 8月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

- 1 場所 秋田市山王一丁目 2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 期間 平成17年 8月30日  
午後 5時 5分

秋市選管告示第108号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成17年 8月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一  
(次のよう略)

秋市選管告示第109号

平成17年 9月11日執行予定の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書きの規定により、期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を次のとおり定めた。

平成17年 8月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

秋田駅東西連絡自由通路	開く時刻	午前 9時
秋田市岩見三内連絡所	閉じる時刻	午後 5時
秋田市大正寺連絡所	閉じる時刻	午後 5時

秋市選管告示第110号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成17年 8月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、



第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成17年8月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 50分の1の数 5,414人
- 2 3分の1の数 90,222人

秋市選管告示第112号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令25条の規定により告示する。

平成17年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成17年9月11日執行 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミセン）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市八橋鯉沼町3番26号	服 部 芳 久
秋 田 市 第 2 投 票 区 （保 戸 野 小）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 （北 高）	投票管理者	秋田市飯島松根東町4番18号	北 島 学
	職務代理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
秋 田 市 第 4 投 票 区 （八 橋 小）	投票管理者	秋田市八橋イサノ二丁目6番3号	田 仲 雅 美
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
秋 田 市 第 5 投 票 区 （旭北地区コミセン）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番46号	齋 藤 清
	職務代理者	秋田市保戸野すわ町9番38号	島 田 好 雅
秋 田 市 第 6 投 票 区 （旭 南 小）	投票管理者	秋田市大町二丁目6番6号	黒 澤 光 伸
	職務代理者	秋田市新屋大川町25番3号	児 玉 優
秋 田 市 第 7 投 票 区 （川 尻 小）	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市港北松野町5番14号	佐 藤 克 彦
秋 田 市 第 8 投 票 区 （経法大附属幼稚園）	投票管理者	秋田市八橋イサノ一丁目15番20号	加 賀 谷 睦 知
	職務代理者	秋田市寺内大小路3番13号	前 田 秀 樹
秋 田 市 第 9 投 票 区 （南 部 公 民 館）	投票管理者	秋田市千秋中島町18番5号	菊 地 輝 子
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥
秋 田 市 第 10 投 票 区 （牛 島 児 童 館）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目2番43号	川 村 勝 美
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人

秋 田 市 第 11 投 票 区 ( 秋 田 南 中 )	投票管理者	秋田市榎山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市新屋表町10番10号	大 門 哲
秋 田 市 第 12 投 票 区 ( 榎 山 地 区 コ ミ セ ン )	投票管理者	秋田市大町一丁目5番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	潟上市天王字長沼144-6	鈴 木 忍
秋 田 市 第 13 投 票 区 ( 東 小 )	投票管理者	秋田市東通五丁目4番32号	千 葉 克 己
	職務代理者	秋田市外旭川字前谷地248番地の2	松 前 克 美
秋 田 市 第 14 投 票 区 ( 中 通 小 )	投票管理者	秋田市南通亀の町6番5号	今 野 昇
	職務代理者	秋田市榎山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 15 投 票 区 ( 県 立 衛 生 看 護 学 院 )	投票管理者	秋田市千秋明德町4番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地193	中 西 博 己
秋 田 市 第 16 投 票 区 ( 秋 田 東 中 )	投票管理者	秋田市下北手松崎字碓6番地6	渡 邊 光 雄
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地3	佐 々 木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 ( 広 面 児 童 館 )	投票管理者	秋田市手形山北町8番3号	中 田 明 朗
	職務代理者	秋田市大平台四丁目6番8号	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 ( 旭 川 小 )	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字古川敷1番地15	加 藤 育 広
秋 田 市 第 19 投 票 区 ( 泉 公 民 館 )	投票管理者	秋田市旭川南町16番10号	佐 藤 義 敏
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目5番91号	細 川 公 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 ( 添 川 地 域 交 流 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市保戸野八丁7番15号	佐 藤 夙
	職務代理者	秋田市濁川字口ノ田47番地の1	船 木 義 則
秋 田 市 第 21 投 票 区 ( 杉 の 木 園 )	投票管理者	秋田市山内字丸木橋121番地5	高 橋 重 喜
	職務代理者	秋田市土崎港北五丁目2番18号	水 戸 瀬 秋 広
秋 田 市 第 22 投 票 区 ( 太 平 八 田 公 民 館 )	投票管理者	秋田市太平八田字八田187番地	鎌 田 諄
	職務代理者	秋田市新屋松美町19番7号	相 原 和 人
秋 田 市 第 23 投 票 区 ( 太 平 地 域 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市太平目長崎字上目長崎225番地	嵯 峨 巍
	職務代理者	秋田市泉北一丁目17番14号	高 田 全
秋 田 市 第 24 投 票 区	投票管理者	秋田市太平中関字平形53番地	工 藤 繁 一

( 太 平 中 )	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 25 投 票 区	投票管理者	秋田市太平黒沢字野崎136番地	佐 々 木 喜 徳
( 太 平 館 越 町 内 会 館 )	職務代理者	秋田市太平黒沢字稲荷77番地 3	加 藤 幸 人
秋 田 市 第 26 投 票 区	投票管理者	秋田市太平山谷字地主46番地	鈴 木 一 右 門
( 山 谷 小 )	職務代理者	秋田市新屋天秤野 6 番31号	佐 々 木 修
秋 田 市 第 27 投 票 区	投票管理者	秋田市大住三丁目 6 番12号	吉 川 英 次
( こ ま どり 幼 稚 園 )	職務代理者	秋田市広面字大巻41番地 2	高 橋 尚 夫
秋 田 市 第 28 投 票 区	投票管理者	秋田市下北手松崎字家ノ前119番地	柴 田 守
( 下 北 手 地 域 セ ン タ ー )	職務代理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地の10	佐 々 木 俊 一
秋 田 市 第 29 投 票 区	投票管理者	秋田市下北手柳館字和田19番地の 1	玉 井 春 悦
( 下 北 手 宝 川 公 民 館 )	職務代理者	秋田市下北手松崎字谷崎86番地	進 藤 照 美
秋 田 市 第 30 投 票 区	投票管理者	秋田市上北手猿田字後谷地110番地	熊 谷 勝
( 上 北 手 地 域 セ ン タ ー )	職務代理者	秋田市東通観音前 4 番30号	黒 崎 博 正
秋 田 市 第 31 投 票 区	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸58番地	後 藤 誠 義
( 上 北 手 大 戸 公 民 館 )	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
( 上 北 手 古 野 公 民 館 )	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋75番地の 2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 33 投 票 区	投票管理者	秋田市仁井田新一丁目12番22号	小 松 玲 二
( 農 協 教 育 研 修 所 )	職務代理者	秋田市仁井田新田二丁目 4 番27号	伊 藤 剛
秋 田 市 第 34 投 票 区	投票管理者	秋田市仁井田本町五丁目13番26号	伊 藤 四 郎
( 仁 井 田 小 )	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 35 投 票 区	投票管理者	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林24番地 6	岡 俊 彦
( 四 ツ 小 屋 駅 前 公 民 館 )	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地	榎 仁 司
秋 田 市 第 36 投 票 区	投票管理者	秋田市四ツ小屋字街道東 4 番地 4	伊 藤 勲
( 四 ツ 小 屋 幼 稚 園 )	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋 田 市 第 37 投 票 区	投票管理者	秋田市新屋松美ガ丘南町 9 番 6 号	菅 原 由 春
( 勝 平 児 童 館 )	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 7 番16号	大 門 義 廣

秋 田 市 第 38 投 票 区 ( 西 部 公 民 館 )	投票管理者	秋田市外旭川字前谷地1番地7	高 橋 明 道
	職務代理者	秋田市大町五丁目6番12号	神 田 清 武
秋 田 市 第 39 投 票 区 ( 西 中 )	投票管理者	秋田市新屋大川町27番32号	池 田 正
	職務代理者	秋田市新屋日吉町40番12号	塚 田 敏 春
秋 田 市 第 40 投 票 区 ( 新 屋 支 所 )	投票管理者	秋田市新屋比内町19番34号	塚 田 博
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字碓106番地1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 ( 浜 田 内 浜 田 会 館 )	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋栗田町17番31号	佐々木 康 雄
秋 田 市 第 42 投 票 区 ( 浜 田 地 区 コ ミ セ ン )	投票管理者	秋田市浜田字元中村91番地	相 場 義 信
	職務代理者	秋田市楢山金照町6番25-4号	赤 上 智
秋 田 市 第 43 投 票 区 ( 豊 岩 石 田 坂 公 民 館 )	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字碓1番地の3	安 田 欽 一
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字大日沢33番地	小 笠 原 利 美
秋 田 市 第 44 投 票 区 ( 豊 岩 地 域 セ ン タ ー )	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴 木 時 雄
	職務代理者	秋田市新屋松美ガ丘北町10番2号	田 口 清 昭
秋 田 市 第 45 投 票 区 ( 豊 岩 小 山 公 民 館 )	投票管理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 46 投 票 区 ( 下 浜 桂 根 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川45番地	小 野 勇 一
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目5番4号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 47 投 票 区 ( 下 浜 長 浜 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋62番地	伊 藤 正 弘
	職務代理者	秋田市下浜羽川字家ノ腰33番地の4	平 塚 久 訓
秋 田 市 第 48 投 票 区 ( 下 浜 羽 川 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜羽川字横長根29番地4	鈴 木 金 彌
	職務代理者	秋田市下浜羽川字二十町25番地	大 友 徹
秋 田 市 第 49 投 票 区 ( 下 浜 名 ケ 沢 公 民 館 )	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市川尻みよし町14番33号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 ( 八 田 小 )	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊 藤 英 一
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地の7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区	投票管理者	秋田市土崎港北四丁目5番27号	佐 藤 与 志 郎

(土崎支所)	職務代理者	南秋田郡井川町黒坪字小泉69番地	渡部 真志美
秋田市第52投票区	投票管理者	秋田市飯島字堀川78番地	中島 修
(土崎小)	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地4	保坂 源 栄
秋田市第53投票区	投票管理者	秋田市土崎港中央二丁目4番40号	佐藤 憲 彦
(港北小)	職務代理者	秋田市外旭川字神田791番地5	越後谷 優
秋田市第54投票区	投票管理者	秋田市泉一ノ坪4番26号	倉田 教 夫
(豊学校)	職務代理者	秋田市土崎港北四丁目5番59号	須磨 良 之
秋田市第55投票区	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加賀谷 敏 春
(土崎南小)	職務代理者	秋田市下新城小友字猿田沢157番地	宇佐美 喜 志
秋田市第56投票区	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目2番3号	鎌田 金 光
(將軍野中)	職務代理者	秋田市將軍野南五丁目2番12号	鎌田 尚
秋田市第57投票区	投票管理者	秋田市寺内後城6番18号	小玉 惇
(寺内小)	職務代理者	潟上市天王字上江川191番地3	大野 久 男
秋田市第58投票区	投票管理者	秋田市外旭川字神田321番地	小野 銀 逸
(外旭川小)	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐藤 博 幸
秋田市第59投票区	投票管理者	秋田市八橋本町四丁目3番2号	三浦 雄 一
(將軍野地区コミセン)	職務代理者	秋田市下新城長岡字毛無谷地194番地2	佐藤 重 徳
秋田市第60投票区	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目12番24号	片岡 一 彦
(市住四ッ谷団地 第一集会所)	職務代理者	秋田市泉菅野一丁目16番7号	関谷 浩 昭
秋田市第61投票区	投票管理者	秋田市外旭川字水口5番地の3	坂本 孝 志
(笹岡公民館)	職務代理者	秋田市外旭川字家ノ前36番地	中村 文 清
秋田市第62投票区	投票管理者	秋田市港北松野町5番34号	奈良 登
(飯島地区コミセン)	職務代理者	秋田市上新城中字片野32番地の1	永田 博
秋田市第63投票区	投票管理者	秋田市飯島字堀川23番地	保坂 徳 勝
(飯島小)	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目9番41号	中島 誠
秋田市第64投票区	投票管理者	秋田市下新城中字野琵琶沼213番地	鎌田 清
(北部公民館)	職務代理者	秋田市金足大清水字大清水台113番地4	安田 忠 市

秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地域センター)	投票管理者	秋田市下新城笠岡字笠岡292番地の1	長 谷 川 重 次 郎
	職務代理者	秋田市土崎港東四丁目4番46号	佐 藤 美 樹
秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木43番地	佐 藤 要
	職務代理者	秋田市下新城岩城字下向114番地	須 田 亨
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理者	秋田市上新城小又字脇野田36番地の1	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字愛染27番地	大 淵 道 雄
	職務代理者	秋田市上新城保多野字家台83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字寄合田1番地の1	佐 藤 久 一
	職務代理者	秋田市飯島長野中町7番19-11号	佐 藤 弘
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金 足 農 高)	投票管理者	秋田市金足追分字海老穴70番地	村 井 信 洋
	職務代理者	秋田市飯島鼠田三丁目8番24号	奈 良 孝 一
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金足西児童館)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台96番地	水 澤 勤
	職務代理者	秋田市金足小泉字上前15番地	奈 良 正右衛門
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足高岡字高岡古館15番地	堀 重 一
	職務代理者	秋田市金足高岡字稻荷林150番地	斉 藤 忠 一
秋 田 市 第 73 投 票 区 (金足東幼稚園)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 蒲 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地9番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市新屋大川町39番9号	赤 川 衛
	職務代理者	秋田市広面字屋敷田7番地の2	石 川 宏 樹
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中)	投票管理者	秋田市寺内字焼山3番地31	村 上 實
	職務代理者	秋田市外旭川字山崎3番地1	清 水 幸 代
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミセン)	投票管理者	秋田市新屋大川町12番23号	成 田 忠 三
	職務代理者	秋田市下新城中字野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜共同作業所)	投票管理者	秋田市山王六丁目23番9号	高 橋 寛 彰
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目11番12号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸

(秋田市役所)	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目3番13号	山田裕之
秋田市第79投票区	投票管理者	秋田市牛島西二丁目6番18号	高橋征一
(大住児童館)	職務代理者	秋田市牛島東五丁目7番41号	松橋弘明
秋田市第80投票区	投票管理者	秋田市御野場五丁目7番7号	神谷薫
(南地区コミセン)	職務代理者	秋田市御野場六丁目3番12号	植村和夫
秋田市第81投票区	投票管理者	秋田市金足岩瀬字後田37番地	小野金孝
(金足岩瀬公民館)	職務代理者	秋田市金足片田字深田55番地	谷口満
秋田市第82投票区	投票管理者	秋田市金足黒川字黒川226番地	三浦正成
(金足黒川公民館)	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川253番地	旭茂喬
秋田市第83投票区	投票管理者	秋田市横森三丁目6番22号	斎藤幹英
(城東中)	職務代理者	秋田市蛇野18番地2	貝沼茂
秋田市第84投票区	投票管理者	秋田市桜一丁目8番44号	福士啓三
(桜小)	職務代理者	秋田市桜一丁目5番6号	佐藤隆幸
秋田市第85投票区	投票管理者	南秋田郡五城目町高崎字田中22番地8	金野嘉博
(外旭川地区コミセン)	職務代理者	秋田市土崎港中央三丁目5番27号	浜田宏
秋田市第86投票区	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目2番8号	矢田部幸三
(御所野小)	職務代理者	秋田市八橋イサノ一丁目2番1号	糟谷叙裕
秋田市第87投票区	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番6号	石塚實
(飯島南小)	職務代理者	秋田市飯島飯田一丁目3番55号	保坂重己
秋田市第88投票区	投票管理者	秋田市仁井田字大野199番地の3	相場廣
(御野場中)	職務代理者	秋田市仁井田新田三丁目1番2号	池田伸次
秋田市第89投票区	投票管理者	秋田市泉南一丁目14番27号	佐藤光男
(ウェルビューいずみ)	職務代理者	秋田市高陽青柳町15番62号	青木巖
秋田市第90投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養前面51番地	佐藤重雄
(鶴養公民館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字二階淵148番地	石塚一太郎
秋田市第91投票区	投票管理者	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐々木忠雄
(新川公民館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字東76番地	石塚正久

秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩見三内コミセン)	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
	職務代理者	秋田市河辺三内字繁沢下段49番地	佐 藤 政 貴
秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂子淵公民館)	投票管理者	秋田市河辺三内字丸舞口39番地	鈴 木 一 夫
	職務代理者	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地	石 塚 稔
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
	職務代理者	秋田市河辺三内字繁沢前面39番地	二 木 文 隆
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田尻公民館)	投票管理者	秋田市河辺三内字首場台59番地1	高 橋 義 見
	職務代理者	秋田市河辺三内字田尻下野田28番地1	田 口 勝 広
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤平ふれあい館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神内公民館)	投票管理者	秋田市河辺神内字坂ノ下58番地	鶴 田 鉅
	職務代理者	秋田市河辺和田字上中野182番地2	須 田 俊 夫
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下諸井児童館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字山根47番地	長 谷 部 正
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三町内会公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字坂本北325番地	熊 谷 直 正
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式田公民館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺和田字和田121番地2	佐々木 義 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺和田字下夕川原12番地3	金 次 男
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2	藤 島 英 治
	職務代理者	秋田市河辺松淵字松淵3番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 103 投 票 区 (戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町35番地3	三 浦 昇
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐々木 清 喜
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑谷公民館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村55番地	尾 形 秀 金
	職務代理者	秋田市茨島二丁目9番33号	足 利 司
秋 田 市 第 105 投 票 区	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地3	佐々木 稔



(雄和基幹集落センター)	職務代理者	秋田市雄和向野字前開39番地2	浅野 進
秋田市第106投票区	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福原 昭夫
(神ヶ村自治会館)	職務代理者	秋田市雄和繫字宿20番地1	齊藤 善高
秋田市第107投票区	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字二古沢41番地1	工藤 鐵男
(萱ヶ沢自治会館)	職務代理者	秋田市雄和新波字樋口66番地2	池田 幹雄
秋田市第108投票区	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	工藤 金也
(中ノ沢自治会館)	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐々木 俊郎
秋田市第109投票区	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉藤 俊一
(左手子交流センター)	職務代理者	秋田市雄和左手子字上野157番地	佐々木 悦美
秋田市第110投票区	投票管理者	秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	鈴木 静夫
(種沢自治会館)	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地2	加藤 志美雄
秋田市第111投票区	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字西野63番地	竹下 博英
(平尾鳥自治会館)	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂93番地	加藤 幹雄
秋田市第112投票区	投票管理者	秋田市雄和女米木字猫沢71番地	京極 幸也
(女米木自治会館)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地5	皆川 公
秋田市第113投票区	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木 一範
(戸賀沢児童館)	職務代理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田8番地	珍田 澄夫
秋田市第114投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
(相川コミセン)	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊藤 洋文
秋田市第115投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部 久夫
(高野生活改善センター)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地2	今川 清宣
秋田市第116投票区	投票管理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤 久
(雄和農村環境改善センター)	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目2番19号	石井 通
秋田市第117投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐藤 盛徳
(長者やま荘)	職務代理者	秋田市牛島南二丁目8番22号	安藤 一夫
秋田市第118投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田107番地	佐藤 一雄
(安養寺児童館)	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤 久一

秋 田 市 第 119 投 票 区 ( 本 田 自 治 会 館 )	投票管理者	秋田市雄和田草川字太田37番地	石 井 重 一
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池 田 實
秋 田 市 第 120 投 票 区 ( 芝 野 自 治 会 館 )	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台110番地	斉 藤 忠 男
	職務代理者	秋田市雄和芝野新田字中台65番地 1	丸 山 春 男
秋 田 市 第 121 投 票 区 ( 下 黒 瀬 自 治 会 館 )	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市雄和下黒瀬字湯野目178番地 1	菊 地 義 寿

秋市選管告示第113号

平成17年 9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたと同法第41条第1項の規定により告示する。

平成17年 8月30日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 隆 一  
投 票 所 一 覧

投票区	投票所名	住 所
1	八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目 2 番27号
2	市立保戸野小学校	保戸野すわ町 9 番60号
3	県立秋田北高等学校	千秋中島町 8 番 1 号
4	市立八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号
5	旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	市立旭南小学校	旭南一丁目15番 1 号
7	市立川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号
8	秋田経済法科大学附属幼稚園	茨島四丁目 1 番20号
9	南部公民館	牛島東六丁目 4 番 5 号
10	牛島児童館	牛島東一丁目 2 番 7 号
11	市立秋田南中学校	南通宮田15番 1 号
12	楢山地区コミュニティセンター	楢山南中町 1 番 9 号
13	市立東小学校	東通二丁目11番 1 号
14	市立中通小学校	中通五丁目 8 番22号

15	秋田県立衛生看護学院	千秋久保田町 6 番10号
16	市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	広面児童館	広面字蟹沢29番地
18	市立旭川小学校	手形字オノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根 1 番 6 号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地 2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地の 5
23	太平地域センター	太平目長崎字沼田42番地
24	市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢 2 番地 1
26	市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目 1 番29号
28	下北手地域センター	下北手柳館字前田面133番地の 1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	上北手地域センター	上北手猿田字四ツ小屋29番地の 1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田県農業協同組合教育研修所	仁井田字小中島185番地 2
34	市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目 7 番 1 号

35	四ツ小屋駅前公民館	四ツ小屋小阿地字柳林33番地3	62	飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当场2番地の3	63	市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
37	勝平児童館	新屋松美町6番1号	64	北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
38	西部公民館	新屋元町15番14号	65	下新城地域センター	下新城笠岡字堰場193番地
39	市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号	66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
40	新屋支所	新屋扇町12番35号	67	上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地の5
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地の7	68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下85番地
42	浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6	69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碓11番地の1	70	県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地の4
44	豊岩地域センター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1	71	金足西児童館	金足大清水字大清水台1番地
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地の1	72	金足地区集会所	金足高岡字古館10番地
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地	73	金足東幼児園	金足片田字待入109番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋77番地	74	東部公民館	広面字釣瓶町13番地の3
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地	75	市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地	76	勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
50	市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地	77	南浜共同作業所	新屋南浜町7番10号
51	土崎支所	土崎港西三丁目10番25号	78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
52	市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号	79	大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
53	市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号	80	南地区コミュニティセンター	御野場一丁目5番1号
54	県立豊学校	土崎港北二丁目17番70号	81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地の2
55	市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号	82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
56	市立将軍野中学校	将軍野南一丁目12番1号	83	市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
57	市立寺内小学校	寺内堂ノ沢二丁目14番1号	84	市立桜小学校	桜四丁目12番1号
58	市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2	85	外旭川地区コミュニティセンター	外旭川字四百刈76番地
59	将軍野地区コミュニティセンター	将軍野南四丁目8番8号	86	市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
60	市営住宅四ツ谷団地第一集会所	将軍野堰越8番	87	市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地	88	市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地

89	ウェルビューいずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地 2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地 1
92	河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地 1
93	砂子淵公民館	河辺三内字高畑内
94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻公民館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	河辺戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町93番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村59番地
105	雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ヶ村自治会館	雄和神ヶ村字大橋227番地 1
107	萱ヶ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ヶ沢字土橋45番地 3
109	雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂41番地
111	平尾島自治会館	雄和平尾島字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢児童館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字上野111番地
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内

116	雄和農村環境改善センター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1
118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

**秋市選管告示第114号**

平成17年 9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり定めたと同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成17年 8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会	秋田市山王一丁目2番34号	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田市土崎支所	秋田市土崎港西三丁目10番25号	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田市新屋支所	秋田市新屋扇町12番35号	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市楢山字長沼27番地 3	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田市河辺市民センター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地 1	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田市雄和市民センター	秋田市雄和妙法字上大部48番地 1	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地 2	平成17年 8月31日から平成17年 9月10日まで

**秋市選管告示第115号**

平成17年 9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成17年 8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表  
秋田市選挙管理委員会

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏名 住所	氏名 住所
8月31日	福岡 瑠美子 秋田市牛島東六丁目7番3号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
	石塚 寿香子 秋田市牛島西二丁目13番31号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
9月1日	池田 トリ 秋田市土崎港北五丁目1番13号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
	高橋 キン 秋田市外旭川字野村51番地5	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
9月2日	伊藤 幸三郎 秋田市將軍野東二丁目6番18号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
	渡辺 トモ子 秋田市新屋勝平町1番47号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
9月3日	三川 則子 秋田市新屋元町21番34号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
	赤根谷 光昭 秋田市新屋大川町6番8号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
9月4日	松野 順子 秋田市外旭川八柳一丁目9番13号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
	小林 信子 秋田市河辺松濶字東沢70番地	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号
9月5日	松野 順子 秋田市外旭川八柳一丁目9番13号	中川 勉 秋田市將軍野南二丁目5番51号

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表  
土崎支所

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏名 住所	氏名 住所
8月31日	奥田 重直 秋田市土崎港西四丁目8番7号	倉田 教夫 秋田市泉一ノ坪4番26号
	吉田 金也 秋田市土崎港中央一丁目20番21号	佐藤 憲彦 秋田市土崎港中央二丁目4番40号

9月2日	吉田 幸雄 秋田市土崎港中央五丁目8番17号	渡部 真志美 南秋田郡井川町黒坪字小泉69番地
	奥田 重直 秋田市土崎港西四丁目8番7号	菅原 純子 秋田市土崎港北一丁目5番21号
9月3日	吉田 幸雄 秋田市土崎港中央五丁目8番17号	小松 健 秋田市川尻みよし町1番41号
	奥田 重直 秋田市土崎港西四丁目8番7号	保坂 泰葉 秋田市飯島長野本町2番13号
9月4日	吉田 金也 秋田市土崎港中央一丁目20番21号	松橋 寛則 男鹿市船越字一向67番地161
	吉田 幸雄 秋田市土崎港中央五丁目8番17号	倉田 教夫 秋田市泉一ノ坪4番26号
9月5日	奥田 重直 秋田市土崎港西四丁目8番7号	佐藤 憲彦 秋田市土崎港中央二丁目4番40号
	吉田 金也 秋田市土崎港中央一丁目20番21号	渡部 真志美 南秋田郡井川町黒坪字小泉69番地
9月6日	吉田 金也 秋田市土崎港中央一丁目20番21号	菅原 純子 秋田市土崎港北一丁目5番21号

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表  
新屋支所

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏名 住所	氏名 住所
8月31日	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	菊地 誠 秋田市新屋元町23番14-5号
	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	小岩 淑子 秋田市仁井田本町一丁目12番23号
9月1日	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	船川 琢也 秋田市泉北一丁目14番6号
	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	前田 喜久男 秋田市桜ガ丘一丁目2番地3
9月2日	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	長谷川 美紀子 秋田市桜一丁目10番34号
	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	菊地 誠 秋田市新屋元町23番14-5号
9月3日	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	長谷川 美紀子
	塚田 博 秋田市新屋比内町19番34号	長谷川 美紀子

9月6日	秋田市新屋比内町19番34号	秋田市桜一丁目10番34号
	塚田 博	小岩 淑子
9月7日	秋田市新屋比内町19番34号	秋田市仁井田本町一丁目12番23号
	塚田 博	船川 琢也
9月8日	秋田市新屋比内町19番34号	秋田市泉北一丁目14番6号
	塚田 博	山本 悦子
9月9日	秋田市新屋比内町19番34号	秋田市新屋松美ガ丘東町1番32号
	塚田 博	菊地 誠
9月10日	秋田市新屋比内町19番34号	秋田市新屋元町23番14-5号

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表  
秋田駅東西連絡自由通路

月日	期日前投票管理者		同職務代理人	
	氏名	住所	氏名	住所
8月31日	伊藤 矩子	秋田市旭南一丁目12番7-3号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
	柏木 武男	秋田市泉北三丁目7番10号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
9月1日	幸野 恵美子	秋田市飯島飯田一丁目6番36号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
	根田 貞子	秋田市高陽青柳町15番25号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
9月2日	佐藤 良介	秋田市桜一丁目9番8号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
	谷村 重子	秋田市手形田中13番17号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
9月3日	長谷川 ミオ子	秋田市桜一丁目10番30号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
	幸野 恵美子	秋田市飯島飯田一丁目6番36号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
9月4日	小野 尊尚	秋田市飯島緑岡町12番1号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
	中川 久美子	秋田市下新城中野字街道端西89番地	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号
9月5日	高見 泰治	秋田市南通みその町6番36号	佐藤 サツ子	秋田市山王一丁目5番18号

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表  
河辺市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理人	
	氏名	住所	氏名	住所
8月31日	藤島 英治	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	熊谷 晴充	秋田市河辺和田字和田73番地
	佐々木 義太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	石塚 稔	秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地
9月1日	鈴木 久雄	秋田市河辺和田字式田77番地	熊谷 晴充	秋田市河辺和田字和田73番地
	藤島 英治	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	櫻田 忠紀	秋田市河辺和田字北条ヶ崎61番地37
9月2日	佐々木 豊志	秋田市河辺赤平字境田117番地	泉 弘美	秋田市外旭川字堂ノ前155番地2
	佐々木 義太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	小林 崇史	秋田市河辺和田字北条ヶ崎61番地37
9月3日	鈴木 久雄	秋田市河辺和田字式田77番地	櫻田 忠紀	秋田市河辺和田字北条ヶ崎61番地37
	藤島 英治	秋田市河辺北野田高野字滝沢52番地2	泉 弘美	秋田市河辺戸島字本町36番地
9月4日	佐々木 豊志	秋田市河辺赤平字境田117番地	熊谷 晴充	秋田市河辺和田字和田73番地
	佐々木 義太郎	秋田市河辺和田字和田122番地	熊谷 晴充	秋田市河辺和田字和田73番地
9月5日	鈴木 久雄	秋田市河辺和田字式田77番地	佐藤 喜代隆	秋田市豊岩石田坂字碓106番地1

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表  
雄和市民センター

月日	期日前投票管理者		同職務代理人	
	氏名	住所	氏名	住所
8月31日	佐藤 盛徳	秋田市雄和榑川字鹿野戸121番地	加藤 秀尚	秋田市雄和新波字本屋敷170番地
	京極 幸也	秋田市雄和女米木字猫沢71番地	阿部 公能	秋田市御野場五丁目18番7号

9月2日	鈴木 静夫 秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	佐藤 郁子 秋田市雄和平尾鳥字西野61番地
9月3日	金 千代司 秋田市雄和相川字銅屋283番地4	今川 智仁 秋田市雄和相川字高野127番地
9月4日	長谷部 久夫 秋田市雄和相川字高野109番地1	阿部 公能 秋田市御野場五丁目18番7号
9月5日	京 極 幸也 秋田市雄和女米木字猫沢71番地	加藤 秀尚 秋田市雄和新波字本屋敷170番地
9月6日	佐藤 盛徳 秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐藤 郁子 秋田市雄和平尾鳥字西野61番地
9月7日	鈴木 静夫 秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	今川 智仁 秋田市雄和相川字高野127番地
9月8日	金 千代司 秋田市雄和相川字銅屋283番地4	加藤 秀尚 秋田市雄和新波字本屋敷170番地
9月9日	長谷部 久夫 秋田市雄和相川字高野109番地1	佐藤 郁子 秋田市雄和平尾鳥字西野61番地
9月10日	鈴木 静夫 秋田市雄和種沢字山王堂84番地1	阿部 公能 秋田市御野場五丁目18番7号

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表  
岩見三内連絡所

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
8月31日	加賀谷 和男 秋田市河辺三内字道山97番地	田口 一俊 秋田市河辺三内字田尻下野田66番地
9月1日	三浦 昇 秋田市河辺戸島字本町35番地3	山上 幸子 秋田市河辺三内字寺田52番地
9月2日	三浦 昇 秋田市河辺戸島字本町35番地3	備後 スミ 秋田市河辺三内字外川原130番地3
9月3日	佐々木 忠雄 秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐藤 喜代隆 秋田市豊岩石田坂字碓106番地1
9月4日	加賀谷 和男 秋田市河辺三内字道山97番地	小林 崇史 秋田市外旭川字堂ノ前155番地2
9月5日	三浦 昇 秋田市河辺戸島字本町35番地3	田口 一俊 秋田市河辺三内字田尻下野田66番地
	佐々木 忠雄	山上 幸子

9月6日	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	秋田市河辺三内字寺田52番地
9月7日	佐々木 忠雄 秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	備後 スミ 秋田市河辺三内字外川原130番地3
9月8日	加賀谷 和男 秋田市河辺三内字道山97番地	田口 一俊 秋田市河辺三内字田尻下野田66番地
9月9日	三浦 昇 秋田市河辺戸島字本町35番地3	山上 幸子 秋田市河辺三内字寺田52番地
9月10日	加賀谷 和男 秋田市河辺三内字道山97番地	石塚 稔 秋田市河辺岩見字杉沢台下6番地

平成17年9月11日執行  
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査  
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表  
大正寺連絡所

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
8月31日	工藤 金也 秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	加藤 志美雄 秋田市雄和種沢字山王堂143番地2
9月1日	福原 昭夫 秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	池田 節子 秋田市雄和新波字樋口66番地2
9月2日	加藤 文雄 秋田市雄和新波字本屋敷169番地	加藤 志美雄 秋田市雄和種沢字山王堂143番地2
9月3日	佐々木 稔 秋田市雄和新波字樋口26番地3	池田 節子 秋田市雄和新波字樋口66番地2
9月4日	種村 金實 秋田市雄和新波字本屋敷186番地3	加藤 秀尚 秋田市雄和新波字本屋敷170番地
9月5日	打矢 文雄 秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢4番地2	加藤 志美雄 秋田市雄和種沢字山王堂143番地2
9月6日	工藤 金也 秋田市雄和萱ヶ沢字土場30番地	池田 節子 秋田市雄和新波字樋口66番地2
9月7日	福原 昭夫 秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	加藤 志美雄 秋田市雄和種沢字山王堂143番地2
9月8日	加藤 文雄 秋田市雄和新波字本屋敷169番地	池田 節子 秋田市雄和新波字樋口66番地2
9月9日	佐々木 稔 秋田市雄和新波字樋口26番地3	加藤 志美雄 秋田市雄和種沢字山王堂143番地2
9月10日	種村 金實 秋田市雄和新波字本屋敷186番地3	加藤 秀尚 秋田市雄和新波字本屋敷170番地

**秋市選管告示第116号**

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めたので告示する。

平成17年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで  
閉じる時刻 午後7時

**秋市選管告示第117号**

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を次のように選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成17年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

開票管理者

秋田市手形字十七流174番地の3 古 谷 隆 一

開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市八橋イサノ一丁目18番17号 大 塚 隆 一

**秋市選管告示第118号**

平成17年9月11日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査につき、秋田市開票区における開票の場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成17年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号  
秋田市立体育館

2 日時 平成17年9月11日  
午後9時15分から

**秋市選管告示第119号**

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査につき、秋田市開票区における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成17年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

衆議院小選挙区選出議員選挙

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成17年9月8日  
午後5時30分から

衆議院比例代表選出議員選挙

1 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時 平成17年9月8日  
午後5時45分から

**秋市選管告示第120号**

平成17年9月11日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条の規定により行う、裁判官の氏名等の掲示場所を各投票所の入口又はその付近1箇所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成2年秋選管告示第10号）第2条第2項の規定により告示する。

平成17年8月30日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

（以 下 略）

**秋市選管告示第121号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、平成17年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成17年8月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成17年9月3日から  
平成17年9月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

**農 委 告 示**

**秋田市農委告示第11号**

平成17年8月17日午後2時秋田市議場棟第3・第4委員会室に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年8月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市河辺松濶字川原田34番地 長谷川精二の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外16件

**上下水道局告示**

**秋田市上下水道局告示第31号**

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年8月3日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
三輪設備	三輪 治	秋田市新屋勝平台 27番6号	平成17年 7月29日



秋田市上下水道局告示第32号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年 8月 3日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
有限会社 船貞工業	船木 光昭	潟上市天王字持谷地22番地2	平成17年 8月1日

秋田市上下水道局告示第33号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年 8月 8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社 船貞工業	船木 光昭	潟上市天王字持谷地22番地2

2 指定期間

平成17年 8月 8日から平成20年 8月 7日まで

秋田市上下水道局告示第34号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年 8月 8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
藤岡工業	藤岡 四郎	秋田市飯島緑丘町3番4号	平成17年 8月5日

秋田市上下水道局告示第35号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第2号の規定により告示する。

平成17年 8月 8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所 在 地	廃止年月日
大民施設工業株式会社	大島 駿一	秋田市川尻町字大川反170番地48	平成17年 7月29日

秋田市上下水道局告示第36号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規

程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年 8月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
有限会社 マカベ施設工業	真壁 武義	男鹿市脳本脳本字上野79番地3	平成17年 8月8日

秋田市上下水道局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年 8月11日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地	指定年月日
有限会社 アイケンホーム	伊藤 巖	秋田市川尻総社町8番7号	平成17年 8月9日

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年 8月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
藤岡工業	藤岡 四郎	秋田市飯島緑丘町3番4号

2 指定期間

平成17年 8月12日から平成20年 8月11日まで

秋田市上下水道局告示第39号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年 8月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社 岡 精 組	岡部 茂	秋田市河辺戸島字ヲソノ11番地

2 指定期間

平成17年 8月12日から平成20年 8月11日まで

秋田市上下水道局告示第40号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年 8月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社マカベ 施設工業	真壁 武義	男鹿市脇本脇本字上野79番 地3

2 指定期間

平成17年 8月12日から平成20年 8月11日まで

公 告

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成17年 8月 3日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前 8時30分から午後 5時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成17年 8月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 土崎港中央四丁目地区計画

2 位置および区域

秋田市土崎港中央四丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の案の縦覧期間

平成17年 8月 9日から平成17年 8月22日まで

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成17年 8月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 御所野地蔵田地区計画

2 位置および区域

秋田市御所野地蔵田二丁目、四丁目および五丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の案の縦覧期間

平成17年 8月 9日から平成17年 8月22日まで

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成17年 8月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 御所野下堤・元町地区計画

2 位置および区域

秋田市御所野下堤一丁目ならびに御所野元町二丁目および三丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の案の縦覧期間

平成17年 8月 9日から平成17年 8月22日まで

秋田市公告

地区計画の案を作成したいので、秋田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年秋田市条例第28号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市に意見書を提出することができる。

平成17年 8月 8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 御所野元町地区計画

2 位置および区域

秋田市御所野元町五丁目、六丁目および七丁目地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

4 都市計画の案の縦覧期間

平成17年 8月 9日から平成17年 8月22日まで

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン第十九地区土地区画整理事業について

て換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。  
平成17年8月10日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

**秋田市公告**  
次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。  
平成17年8月12日  
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
A0サイズ対応デジタル複合機賃貸借	A0サイズ対応デジタル複合機1台	平成17年9月1日～平成22年8月31日	①秋田市内に本社・支社・営業所等を有する者であること。 ②大型複合機を納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること。 (本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可) ③租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中または入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成17年8月26日(金) 午前10時  
入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
秋田市教育委員会「教育委員会室」  
契 約 日 平成17年8月30日(火)  
注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年8月22日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。  
ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))  
イ 営業経歴書(様式2(省略))  
ウ 納税証明書  
・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)  
・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)  
・秋田市に納めた固定資産税(平成16年度分)  
※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの  
※固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの  
※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している

場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構  
エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票)  
オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し  
(入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約(覚書等)を締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。)

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。  
(3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成17年8月12日(金)から平成17年8月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで  
イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 施設担当  
ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。  
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。  
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年8月24日(水)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成17年8月12日(金)から平成17年8月19日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。  
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当  
住所 秋田市山王二丁目1番53号  
山王21ビル3階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先  
秋田市教育委員会総務課施設担当  
電話 018-866-2242

**秋田市公告**

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画公園の変更に關する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画公園 7・6・1号 新屋海浜公園  
7・6・2号 勝平山公園

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市公告**

秋田県知事より、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に關する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年 8月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・2・3号 浜田八橋線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

**秋田市公告**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行うポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

平成17年 8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを6週間以上の間隔において2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日
秋田市保健センター	9月1日 9月2日 9月7日 9月9日 9月15日 9月16日
土崎支所	9月6日 9月8日
新屋支所	9月13日
南部公民館	9月6日 9月14日
東部公民館	9月14日
御野場地域センター	9月13日 9月15日
河辺総合福祉交流センター	9月1日
雄和公民館	9月2日

5 予防接種の対象とならない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者で当該予防接種を行う必要ないと認められるもの
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要ないと認められるもの
- (3) 予防接種を受けることができない者
  - ア 明らかな発熱を呈している者
  - イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
  - エ 下痢をしている者
  - オ 麻しん、BCG、おたふくかぜ、風しん、水痘等の生ワクチンを接種した日から27日以上の間隔を置いていない者
  - カ 上記以外の接種をした日から6日以上の間隔を置いていない者
  - キ その他、医師が不適当な状態と判断した者

6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 今までにけいれんを起こしたことがある者
- (5) 今までに免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある者

7 予防接種料金

無料

**秋田市公告**

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年 8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。

委 託 名	調査対象	委託期間	入 札 参 加 要 件
秋田市しあわせづくり 市民意識調査実施業務 委託	市内10,000人	平成17年9月12日～ 平成18年2月28日	次の①から③の要件を満たすこと ①過去10年間に、国および県・市の委託を受け、調査、集計、解析業務の実績を有すること

- |  |  |  |                                     |
|--|--|--|-------------------------------------|
|  |  |  | ②秋田市に本社・支店・営業所等を有する者<br>③租税に滞納がないこと |
|--|--|--|-------------------------------------|

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件  
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 本市の指名停止期間中でないこと。

## 2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年9月12日(月) 午後3時30分

入札の場所 秋田市山王一丁目3番25号  
秋田市職員研修棟 第5研修室

入札保証金 免除

契約日 平成17年9月12日(月)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。  
(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

## 3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年8月31日(木)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))

イ 営業経歴書(様式2(省略))

ウ 納税証明書

・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(申請日が属する月において、納付期限が到来している期分までの直近4期分の証明書)

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

エ 住民票(法人にあつては登記簿謄本)

・申込日から3カ月以内に発行されたもの

### (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

### (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成17年8月23日(火)から平成17年8月31日(木)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市企画調整部企画調整課

ウ 申込用紙 秋田市企画調整部企画調整課又は秋田市ホームページから入手のこと。

## 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年9月5日(月)午後12時に郵送する。

## 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成17年8月23日(火)から平成17年8月31日(木)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市企画調整部企画調整課

住所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市役所 2階

## 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市企画調整部企画調整課 電話 018-866-2032

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年8月24日

秋田市長 佐竹敬久

## 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ア 氏名 株式会社ヤマキ

代表取締役 乾 忠勝

イ 住所 秋田県能代市大町7番27号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名称 ホームセンターヤマキ 秋田卸町店資材館

イ 所在地 秋田県秋田市卸町1丁目93番1号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の名称

㊦ 変更前 ホームセンターヤマキ 秋田卸町店資材館

㊧ 変更後 コメリホームセンター 秋田卸町店

イ 大規模小売店舗の所在地

㊦ 変更前 秋田県秋田市卸町1丁目93番1号

㊧ 変更後 秋田県秋田市卸町1丁目7番10号

(4) 変更年月日 平成17年9月10日(出)

(5) 変更理由

ア 会社の資本業務提携のため。

イ 新たな店舗位置の地番を所在地とする。

2 届出年月日 平成17年8月22日(月)

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課  
 (2) 縦覧期間 平成17年8月24日(木)～平成17年12月26日(月)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

#### 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成17年8月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

#### 1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

ア 氏 名 株式会社ヤマキ  
 代表取締役 乾 忠 勝  
 イ 住 所 秋田県能代市大町7番27号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名 称 ホームセンターヤマキ 秋田卸町店  
 イ 所 在 地 秋田県秋田市卸町1丁目3番7号

- (3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

ア 変 更 前 ホームセンターヤマキ 秋田卸町店  
 イ 変 更 後 コメリホームセンター 秋田卸町店

- (4) 変更年月日 平成17年9月10日(土)

- (5) 変更理由 会社の資本業務提携のため

- 2 届出年月日 平成17年8月22日(月)

#### 3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課  
 (2) 縦覧期間 平成17年8月24日(木)～平成17年12月26日(月)

- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由